

知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究

# 最 終 報 告

平成 18 年 5 月

大阪府教育委員会

# も く じ

## I. はじめに

1. 調査研究を始めるに到った経過 …………… 1
2. 調査研究の概要 …………… 1

## II. 調査研究の状況

1. 調査研究校の指定、所在地及び通学区域 …………… 2
2. 入学者選抜と生徒の状況 …………… 2
3. 受入れ体制と支援体制 …………… 3

## III. これまでの取組みにおける成果と課題

1. 教育的効果 …………… 8
2. 入学者選抜と通学区域について …………… 9
3. 個別の指導計画及び教育課程の研究 …………… 10
4. 出身中学校との連携 …………… 15
5. 進路指導と関係機関との連携 …………… 15

## IV. 調査研究校の取組み

1. 大阪府立阿武野高等学校 …………… 17
2. 大阪府立西成高等学校 …………… 23
3. 大阪府立柴島高等学校 …………… 27
4. 大阪府立松原高等学校 …………… 39
5. 大阪府立園芸高等学校 …………… 43

## V. 今後の取組みについて

1. 調査研究を継承する取組み  
～自立支援推進校～ …………… 48
2. 調査研究の趣旨を活かした取組み  
～共生推進モデル校～ …………… 48
3. 実施に向けての課題 …………… 48

## VI. まとめ …………… 49

## I. はじめに

平成 13 年 4 月より開始した知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究は平成 17 年度で最終年を迎えた。そこで 5 年に及ぶ調査研究の成果と課題を振り返り、総括を行う。なお、平成 18 年度より、大阪府立高等学校における知的障害のある生徒の教育環境整備方針にもとづき、調査研究を継承する取組みと趣旨を活かした取組み（自立支援推進校と共生推進モデル校）が始まっている。

最終報告にあたっては、各調査研究校よりこれまでの取組みの報告を受け、各校が課題と考える点を取りあげて整理することとした。これらの課題について解決の方向性を探り、今後の取組みに活かしていきたい。

### 1. 調査研究を始めるに到った経過<sup>1</sup>

平成 12 年 7 月に、大阪府教育委員会は大阪府学校教育審議会に対し、「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策について」諮問を行った。審議テーマは、「1 高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について」と「2 知的障害養護学校高等部の今日的課題に対する改善方策について」<sup>2</sup>の二つのテーマであった。

この諮問を受け、大阪府学校教育審議会障害教育専門部会では「1 高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について」から審議を行い、平成 12 年 7 月より 5 回の部会を開催し審議を重ね平成 12 年 11 月、以下の提言を行い、これにより、大阪府教育委員会は、知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究を平成 13 年度から開始することとなった。

#### 提言

「今後、知的障害のある生徒の後期中等教育の在り方について審議を深め、一定の方向性を見出していくためには、受入れや交流の実績のある高等学校における具体的・実証的な研究を基礎とした検証が不可欠である。早急に調査研究校を指定し、その研究成果を踏まえ、引き続き検討することが重要である。」

### 2. 調査研究の概要

提言に盛り込まれた調査研究の内容は以下のとおりである。

#### (1) 趣旨・目的

知的障害のある生徒の後期中等教育の在り方について、審議を深め、一定の方向性を見出していくため、調査研究校において、知的障害のある生徒を受け入れ、具体的・実証的な研究を行い、その成果を提供することを目的とする。

<sup>1</sup> 調査研究を始めるに到った経過については「知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究 中間報告（平成 15 年 12 月）」に詳細な記述がある。

<sup>2</sup> テーマ 2 については、テーマ 1 の提言のあと、平成 14 年 3 月に答申が出された。

## (2) 主な研究内容

調査研究校は、下記のような研究テーマ等を参考にして実践的な研究を行う。

- 校内における受入れ体制・指導體制に関する研究
- 生徒の実態に対応する教育課程・個別の指導計画に関する研究
- 指導内容・方法、評価に関する研究
- 卒業後の進路及びアフターケアに関する研究
- 入学生徒の出身中学校との連携の在り方に関する研究
- 地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方に関する研究
- 入学者の選抜の在り方に関する研究
- その他、大阪府学校教育審議会から付託された事項

## (3) 研究期間

概ね5年間とする。

## (4) 調査研究校の要件

調査研究校については、以下の要件を満たすことが望ましい。

- 知的障害がある生徒の受入れや交流の実績があること。
- 地域の中学校との連携や支援が期待できること。
- 地域の福祉関係、授産施設等との連携が図れること。

## II. 調査研究の状況

### 1. 調査研究校の指定、所在地及び通学区域

平成12年11月の学校教育審議会の提言を踏まえ、平成13年度から4校の府立高校において調査研究を開始することとなった。なお、4校の学科、所在地、通学区域は以下のとおりである。

府立阿武野高等学校（普通科、高槻市、2区）

府立西成高等学校（普通科<sup>3</sup>、大阪市西成区、6区）

府立柴島高等学校（総合学科、大阪市東淀川区、府内全域）

府立松原高等学校（総合学科、松原市、府内全域）

また、平成15年度からは、府立園芸高等学校においても調査研究が開始された。なお、府立園芸高等学校の学科、所在地、通学区域は次のとおりである。

府立園芸高等学校（農業に関する学科、池田市、府内全域）

また、大阪市教育委員会においても、平成14年度から同様の調査研究を開始することとなり、大阪市立桜宮高等学校を調査研究校に指定している。

### 2. 入学者選抜と生徒の状況

入学者選抜については、学校教育審議会の提言を基本としながら、大阪府教育委員会が「知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校入学者選抜に関する

<sup>3</sup> 西成高等学校は、平成15年度より普通科総合選択制に移行した。

る要項」を定め、これに基づき入学者選抜を実施した。ここでは、その内容の一部を要約して掲載する。

(1) 入学者選抜の実施方法

①志願者の要件

- ・知的障害があり教育上配慮を要する者。
- ・学習意欲があり、学校生活の中で、コミュニケーションが図れる者。
- ・中学校を当該年度に卒業する見込みで、校長の推薦を受けた者。

②募集人員

1校につき2名程度とする。(別途定める、当該高等学校の募集人員の外数)

③時期

公立高等学校前期入学者選抜と同時期

④選抜資料

調査書、推薦書(出身中学の学校長)、面接(原則として保護者同伴)

(2) 入学者選抜の状況

入学者選抜の志願状況を全体で見ると、平成13年度は志願者16名で合格者8名(2.0倍)、平成14年度は志願者28名で合格者8名(3.5倍)、平成15年度は志願者34名で合格者10名(3.4倍)、平成16年度は志願者39名で合格者10名(3.9倍)、平成17年度は志願者53名で合格者10名(5.3倍)であった。志願者等の詳細については、表1に示している。

表1 知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究入学者選抜の志願者数・受検者数・合格者数(平成13~17年度)

平成13年度

高校名	志願者数			受検者数			合格者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
西成	2	2	0	2	2	0	2	2	0
阿武野	4	4	0	4	4	0	2	2	0
柴島	5	4	1	5	4	1	2	1	1
松原	5	3	2	5	3	2	2	0	2
総計	16	13	3	16	13	3	8	5	3

平成14年度

高校名	志願者数			受検者数			合格者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
西成	6	5	1	6	5	1	2	1	1
阿武野	8	7	1	8	7	1	2	2	0
柴島	6	5	1	5	4	1	2	1	1
松原	8	5	3	8	5	3	2	1	1
総計	28	22	6	27	21	6	8	5	3

平成 15 年度

高校名	志 願 者 数			受 検 者 数			合 格 者 数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
西 成	4	4	0	4	4	0	2	2	0
阿武野	9	4	5	9	4	5	2	2	0
柴 島	3	2	1	3	2	1	2	1	1
松 原	5	2	3	5	2	3	2	1	1
園 芸	13	9	4	13	9	4	2	0	2
総 計	34	21	13	34	21	13	10	6	4

平成 16 年度

高校名	志 願 者 数			受 検 者 数			合 格 者 数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
西 成	5	5	0	5	5	0	2	2	0
阿武野	12	10	2	12	10	2	2	1	1
柴 島	4	4	0	4	4	0	2	2	0
松 原	8	5	3	8	5	3	2	2	0
園 芸	10	6	4	10	6	4	2	2	0
総 計	39	30	9	39	30	9	10	9	1

平成 17 年度

高校名	志 願 者 数			受 検 者 数			合 格 者 数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
西 成	3	2	1	3	2	1	2	1	1
阿武野	12	10	2	12	10	2	2	1	1
柴 島	10	6	4	10	6	4	2	1	1
松 原	9	7	2	9	7	2	2	2	0
園 芸	19	10	9	19	10	9	2	1	1
総 計	53	35	18	53	35	18	10	6	4

各校では、学校長の下に選抜委員会を設置し、面接、調査書、推薦書を資料として選抜を行っている。選抜にあたっては、各校とも、募集人員を上回っていることから、入学者選抜に関する要項にある「志願者が募集人員を上回った場合は、・・・従前から連携の深い中学校の志願者を優先する」という項目を適用するとともに、各校が設定した評価項目に基づき検討を行い、合格者を決定した。

(3) 生徒の状況

入学した生徒の障害等の状況について、表にまとめてみた。平成 15 年度までは入学した生徒全員が療育手帳<sup>4</sup>を所持していた。平成 16 年度、17 年度の入学生の中には療育手帳を所持していない者もいる。

自閉的傾向のある者も、平成 13 年度には 1 名、平成 14 年度には 2 名、平

<sup>4</sup> 療育手帳は、申請に基づき、児童相談所により知的障害があると判定された人に発行される(18 歳未満の場合)。知的障害の程度が重度の場合は A、中度の場合は B1、軽度の場合は B2 という判定が行われる。

成 16 年度は 3 名、17 年度には 4 名が入学している。

表 2 生徒の障害等の状況

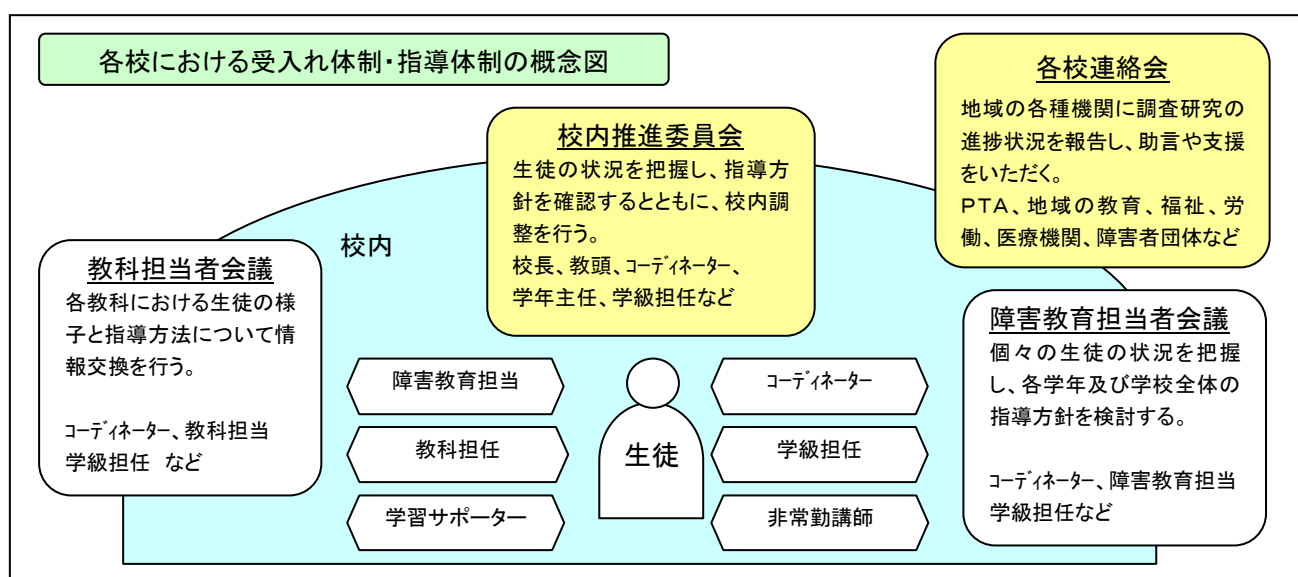
入学年度	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
生徒数	8 人	8 人	10 人	10 人	10 人
療育手帳の所持 (A、B1、B2)	8 人 (5、1、2)	8 人 (1、3、4)	10 人 (2、3、5)	7 人 (2、3、2)	7 人 (2、2、3)
自閉的傾向がある	1 人	2 人	0 人	3 人	4 人
多動性がある	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
他の障害を併せ持つ生徒	2 人	2 人	3 人	2 人	2 人
移動に介助が必要	2 人	0 人	1 人	0 人	1 人
食事など生活介助が必要	2 人	0 人	1 人	0 人	2 人

### 3. 受入れ体制と支援体制

#### (1) 校内の受入れ体制

各校においては、受入れを円滑に行うため、図のような体制を整えた。会議や委員会の名称は各校により違いがあるが、ほぼ同様の構成メンバーで結成されている。

- ・校内推進委員会…校長、教頭、学年主任、学級担任、分掌代表、コーディネーター等  
調査研究の進捗状況について確認するとともに、さまざまな課題に関する検討を行う。
- ・障害教育担当者会議…コーディネーター、学年障害教育担当、学級担任等  
生徒に関連した情報交換を行うとともに、様々な取組みの検討を行う。
- ・教科担当者会議…コーディネーター、学年障害教育担当、学級担任、教科担任等  
生徒に関連した情報交換を行うとともに、学習上の留意点の検討を行う。
- ・地域連絡会（各校連絡会）…地域の教育、福祉、労働関係機関等から参画  
調査研究の進捗状況について報告するとともに、さまざまな課題に関して、地域の関係機関から助言や協力を得る。



## (2) 支援体制

府全体の体制として、調査研究校の支援、情報交換及び課題整理と実践集約を行うため、調査研究校連絡協議会を設置している。事務局は大阪府教育委員会に置き、委員は各研究校の校長をはじめとして、学識経験者、府の関係機関、関係部局で構成している。平成17年度の委員は以下のとおりである。

連絡協議会の下にワーキンググループを結成しており、委員は各校のコーディネーターを中心として、必要に応じて関係機関、関係部局の参画を得ている。

表3 調査研究校連絡協議会委員(平成17年度)

構成	所属	構成	所属
府立調査研究校	府立西成高等学校	大阪府公立中学校長会	吹田市立竹見台中学校
	府立阿武野高等学校	府立高等学校長協会	府立岬高等学校
	府立柴島高等学校	府立盲・聾・養護学校長会	府立和泉養護学校
	府立松原高等学校	大阪府教育センター	特別支援教育研究室
	府立園芸高等学校		カリキュラム研究室
学識経験者	神戸親和女子大学	大阪市教育委員会	高等学校教育課
	大阪教育大学		養護教育課
労働関係機関	雇用推進室雇用対策課		市立桜宮高等学校
福祉関係機関	障害福祉室計画推進課	大阪府教育委員会	障害教育課
	大阪府知的障害者サポートセンター		

## (3) 教員等の配置と役割

大阪府教育委員会では、今回の調査研究で必要と考える教職員を次のように配置した。

### ① コーディネーター

校内の教職員や関係者との調整等の役割を果たすため、各校に教員1名を配置した。

日常的業務	ア	校内における当該生徒への指導と支援
	イ	学級担任との連絡
	ウ	教科担当者との連絡
	エ	「連絡ノート」の記載など保護者との連絡
随時の業務	ア	カリキュラムなど指導計画の検討・策定
	イ	教科担当者連絡会議の主催
	ウ	職場等実習体験の計画実施(テスト期間中、付き添いを含む)
	エ	教職員研修の計画実施
	オ	交流会や長期休業中の特別交流会の企画、実施
	カ	保護者との懇談
	キ	学習サポーターの調整
	ク	「ニュース」の発行

### ② 非常勤講師

生徒の障害の状況に応じて、クラスでの授業に教員が付き添ったり、個別学



習が必要であるため、各校の状況を勘案しながら非常勤講師を配置している。

### ③学習サポーター

学校生活上の支援や昼休み・放課後の自主活動、他の生徒とのコミュニケーションの仲介などを目的として、学習サポーターを配置した。学習サポーターには、大学院生や各校の卒業生など、生徒と同年代の者をあてている。回数は、各校とも1回あたり2～3時間、計120回となっている。

### ④教員補助員／障害教育サポーター

調査研究を開始した2年目より、国の緊急雇用対策（平成14年度～16年度）を活用して各校に教員補助員を1名ずつ配置した。平成17年度は、国の緊急雇用対策が終了したため、別途、障害教育サポーターという形で配置した。規定により一日6時間の勤務ではあるが、授業を行うこと以外は常に生徒への対応が可能であるので、各校とも様々な場で活躍している。

### ⑤養護教諭

生徒の日々の健康チェック、心身のケアなどの役割を担うため、学校体制として養護教諭を1名増員し、2名体制としている。

知的障害のある生徒に関わる程度については、各校により状況が異なっている。

## (4) 施設設備面の整備

### ①学習室の整備

各校において、余裕教室2室を改修し、学習室と多目的室、教材準備室を整備している。

多目的室は、知的障害のある生徒の学習で利用されるだけでなく、多くの生徒が昼食時等に利用し、また、放課後は障害のある生徒との交流を目的としたサークルの活動場所となっている。より親しみが感じられるよう愛称を付けている学校<sup>5</sup>もあり、誰もが自由に入出入りし、人間関係を広げる場となっている。



多目的室での授業（阿武野高校）



多目的室での地域交流会（柴島高校）

<sup>5</sup> 「アミティエ」（柴島高校）、「すぱーす・ぴあ」（阿武野高校）、「アスタルーム」（園芸高校）など。

### Ⅲ. これまでの取組みにおける成果と課題

#### 1. 教育的効果

##### (1) 当事者・周囲の生徒にとって

当初は不安と緊張の中で高校生活を過ごしていた生徒たちであったが、自立心やコミュニケーション能力など、それぞれに成長を見せている。

ある生徒は、1年生の時には、授業で集中できる時間が20分であったが、2年生の後半には2時間連続の授業でも最後まで集中できるようになった。またこの生徒は、保護者と徒歩通学をしていたが、3年生になり、1人でバス通学ができるようになった。

他者と会話をするのが苦手であったある生徒は、学校での実習などをおして多くの級友や教職員と接する中で、表現力が豊かになり、意思疎通も円滑になった。この生徒は、自らが取り組んだ課題についてまとめ、それを多くの聴衆の前で発表するまでに成長した。

また、周囲の生徒や顧問に励まされながらクラブ活動（運動部）を続ける姿が、逆に周囲の生徒に勇気を与えるような事例も報告されている。

このように、高等学校という場で同年代の生徒と共に学び、その成長過程で様々な刺激を周囲の生徒から受けることにより、彼らは着実に成長している。

一方、多くの生徒と過ごす中で、けんかなど生徒同士のトラブルも見られた。教員が本人も含めて関係する生徒から事情を聞き、当該の生徒には、どうしてそのようなことが起こったのか説明し、関係した生徒には、知的障害のある生徒をどう理解し、どう関係を持つのかを説明することにより、違いを認め、互いに尊重しあえる関係を築けるように指導を行っている。当該の生徒にとっては、悲しみやくやしさを、腹立ちという心の動揺の大きい出来事であるので、人権教育の観点から一つひとつの機会を捉え、教職員が協力して支援体制を作り、生徒同士が問題を解決し、学んでいく場となるようにしていくことが重要である。

周囲の生徒にとっては、多くの生徒が、すでに小・中学校で障害のある生徒と共に過ごした経験や、総合的な学習の時間などにより障害者施設等と交流した経験を持っており、知的障害のある生徒が共に学んでいても戸惑いは見られず、クラスの一員として、自然なこととして受け取っている様子である。高等学校には、多くの生徒が在籍し、互いに様々に影響しあうので、障害のある生徒と共に学んだ経験は今後、彼らが社会人となっていったとき、貴重な財産になるに違いない。

しかし、ともすれば、それぞれの興味・関心がより多岐に渡る高校生段階になると、クラスや学年の一員として存在は認めているが、関わりは持たずに過ごしていくこともありうるので、教員は、さまざまな機会を通じて、多くの生徒が彼らと共に学ぶことができるように、常に心がけていくことが重要である。



宿泊研修でのクラス活動(松原高校)

## (2) 教職員にとって

今回の取組みで多くの教職員が、知的障害のある生徒と共に生活を送ることにより、知的障害や障害教育に対するこれまでの見方や考え方を振り返る大きな機会を得ている。

例えば、日常生活において、知的障害のある生徒と周囲の生徒との話し方や関わり方、その時の表情などから、「共に学び、共に育つ」ことの重要性について、考える機会を得ている。このような生徒の多様な状況理解をとおして、他の生徒の理解にも幅が広がっている。

また、知的障害のある生徒が学習を進めやすいように、教材については具体的なものとする必要があるとあり、こうした工夫が、他の生徒の学習における理解促進の手法として生かされている。

しかし、なお教職員がとまどい、意見が分かれることも事実であるので、種々の機会や研修等を通じて、生徒にとって何が大きかきかを基本として、共通理解をさらに進めていかなければならない。

## (3) 保護者にとって

周囲の生徒の保護者からは、これまで反対や疑問を呈する意見はみられない。文化祭等では、当該の生徒が参加するサークルの活動に対して、PTAの役員会が協力することも見受けられている。また多くの学校では、卒業式において、調査研究で入学した生徒が、卒業生の代表の一人として3年間の思い出や今後の決意を語っており、彼らの発言の後で送られる盛大な拍手は、彼らに対する多くの保護者の十分な理解を物語るものと考えている。

## 2. 入学者選抜と通学区域について

### (1) 調査研究校の配置と志願状況

調査研究校は、大阪市立の1校を加え、現在6校あるが、府内に9つある通学区域別に見ると、1区は園芸高校、2区は阿武野高校、柴島高校、3区は大阪市立桜宮高校、6区は西成高校、7区は松原高校となっている。

このうち、園芸高校、柴島高校、松原高校は専門学科及び総合学科であるので、通学区域は府内全域となっているが、通学時間が長くなる地域が存在している。

入学者選抜における志願者の状況をみると、調査研究校全体（大阪市立桜宮高等学校は除く）での倍率が2倍（H13）、3.5倍（H14）、3.4倍（H15）、3.9倍（H16）、5.3倍（H17）と高倍率となっている<sup>6</sup>。事前には、さらに多くの学校見学があることから、潜在的にはかなりの希望があるものと推測される<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 各年度における調査研究校各校（府立高校）の志願者数、受検者数、合格者数については、5～6ページに掲載してある。

<sup>7</sup> 本調査研究後、正式な制度として実施する平成18年度入学者選抜では府立9校の自立支援推進校（募集人員23名）に対し、86名の出願があった（倍率は3.74倍）。

## (2) 選抜基準

入学者選抜実施要項に基づき、各校がそれぞれ評価の観点を整理し、調査書、推薦書、面接により総合評価をしているが、従来の点数化による選抜とは異なることから、選抜を行う側の調査研究校からは、資料や情報の不足や評価の観点の優先順序で悩むという意見がある。

このため、選抜を円滑に実施することをめざして、例えば、選抜の観点としては、これまでの学習内容と学習意欲、集団的な活動、興味や関心の広さ、他の生徒と共に学ぼうとする意欲などを把握し、本人の個性を見ることに重点を置くことも考えられる。

また、調査書、推薦書については、総合的な所見だけではなく、学習に関する所見、校内外での活動に関する所見、その他成長の状況に関する所見などについて具体的に記述できるような様式に改定することも考えられる。

さらに、面接においては、短い時間でより多くの長所を見る機会を作るため、平成16年度入学者選抜からは、より詳細な情報収集を行うため、調査書及び推薦書の書式を変更するとともに、志願者の長所を探る効果的な面接を行えるよう自己申告書を導入するなどの工夫を加えた。

## 3. 個別の指導計画及び教育課程の研究

### (1) 個別の指導計画

調査研究校ではこれまで、生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、合格者発表後すぐにそれぞれの生徒の保護者や出身中学校と連携をとり、具体的な指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画を作成してきた。

具体的には、まず、中学校時代の授業や学校生活の様子、家庭での状況などについての留意事項を整理し、それをプロフィール表という形でまとめる<sup>8</sup>。それをもとに、時間割の編成に取り組み、授業形態(後述)を検討していく。その後、さらに教科・科目ごとに目標や内容・方法を整理する。これらを一連の指導計画としてまとめることにより生徒の状況を校内において共有化し、全校的な共通理解のもとに3年間を通じて教育を実施していくことに役立ててきた。

授業形態をめぐって、保護者の思いと学校の考えが異なり、話し合いなどを通じた解決までに長い時間がかかった例もあったことから、生徒を中心に据え、生徒の多様なニーズにも配慮しながら、入学時より保護者と十分に相談を行い、個別の指導計画の作成にあたることが重要である。

また、保護者との意見調整にあたっては、必要に応じて医師、カウンセラー、ケアマネージメント従事者など専門家や関係者を交えたケース会議などが設定できるネットワーク作りを検討していく必要もある。

<sup>8</sup> 個人情報の収集については、本人及び保護者の了解を得て行っていることは当然であるが、収集した情報についても各校において厳重に管理している。

## (2) カリキュラム

高等学校の学習指導要領により、どの学科であっても1年次の教育課程は必履修科目が多く、科目設定や単位数の増減を検討する幅が小さいことから<sup>9</sup>、各校とも対応に苦慮しながら教育課程を編成している。

2、3年次は、科目設定や単位数の増減を検討する幅が、1年次と比較すると大きくなる。別科目を設定する場合は、学習指導要領に規定されている普通科目、専門科目と、各校独自に内容が検討できる学校設定科目が考えられるが、普通科、総合学科、専門学科により、選択科目や学校設定科目などそれぞれに制約の違いがあることから、これらの特徴を踏まえた工夫が各校で行われている。

学校教育法第75条では、小中学校と並んで高等学校における養護学級（特殊学級）の設置が可能とされている。しかし、小中学校の養護学級において、「教育課程については、特に必要がある場合は、（学習指導要領にかかわらず）特別の教育課程によることができる」（学校教育法施行規則第73条の19）とされている一方、高等学校においては、特別な教育課程は規定されていない。国においては特殊教育から特別支援教育への転換が図られているが、これらの動向を見極めながら、今後も高等学校において、特別な教育課程の実施について研究していく必要がある。

## (3) 教育内容

教育内容と授業形態・教材づくりの在り方は、相互に密接に関わっているが、知的障害のある生徒と他の生徒との共同の授業を進めるためには、各教科等の教育内容の再検討が求められる。

教育内容を検討する際には、知的障害のある生徒の発達年齢のみならず、生活年齢にも着目し、安易にやさしい学習課題に向かうのではなく、一見難しくみえる学習課題を、教材化の過程で、わかりやすく伝える努力の積み重ねが必要である。そのことにより、知的障害のある生徒と他の生徒との共通の学習課題を設定し、共に参加する授業をつくりあげることが可能となる。このような取組みを進めることにより、知的障害のある生徒のみならず、すべての生徒にも‘わかる授業’を創り上げることができた。

## (4) 授業形態と活動

指導内容については、各生徒の障害の状況等に応じて検討する必要があり、入学者選抜の結果が出てすぐに、それぞれの出身中学校に問い合わせ、中学校における指導内容を参考としてきた。学校における学習の基本である授業の形態の主なものが次の表のとおりである。各校とも、生徒の状況に応じて、これらの授業形態を組み合わせることによって時間割を編成している。

---

<sup>9</sup> 「…ただし、生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数が2単位である必履修教科・科目を除き、その単位数の一部を減じることができる」（高等学校学習指導要領）

表4 授業形態と呼称

授業の呼称	学習内容	場所	教員等	学習集団
クラス授業	同一または別内容	教室	1名	クラス
付添(入り込み)授業	同一または別内容	教室	付添あり	クラス
個別(抽出)授業	別内容	別室	1名	1名
小集団授業	教科・科目の基礎的な内容	別室	1～3名	障害のある生徒

1年次には高校生活に順応するという観点から、付添授業や個別授業の割合を大きくしている学校が多い。そして、2年次、3年次と進むにつれてクラス授業の数を増やし、また、教室内での生徒同士のサポートができるような体制を組んでいる。

小集団授業では、教科・科目の基礎的な内容を学ぶほか、自立に向けた活動や学習を組み入れている学校もある<sup>10</sup>。

クラスでの授業を基本としてカリキュラムを考えている学校もあるが、これは、常にクラスにいることにより、障害のある生徒がクラスの一員であるとの意識が、クラス全体に自然に定着するとの考え方に基づいている。

すべての授業をクラスで行うべきとの考え方もあるが、生徒を中心に据え、生徒の多様なニーズにも配慮しながら、学習形態を検討することが必要である。特に、各活動において、授業内容と関連づけた学習形態(クラスの授業における一斉学習、グループ学習、個別学習の組み合わせ等)の在り方の検討が重要である。

#### (5) 教材づくり

生徒の障害の状況により、別教材を設定する場合もあるが、工夫が難しい時もあり、担当者による試行錯誤が続いている。特に、1年生当初は、教員と生徒の人間関係が十分に築かれておらず、生徒の個性を把握することも難しく、教科書にルビをうつ、押さえるポイントを絞る、参加型の授業形式を導入する等、各校も様々な工夫を凝らしている。生徒の状況は一人ひとり違うことから、今後とも、各授業形態(付添授業、個別授業等)における教育内容・指導方法、教材づくりについて授業研究を深めることが求められている。また、教材づくり等で今後、各校相互の一層の情報交換を進めていく必要がある。

#### (6) 評価のあり方

各教科・科目における評価については、各校において、他の生徒との比較や考查の成績に偏らず、課題の達成度や学習意欲、出席状況などから行う個人内絶対評価法を用いることがほぼ定着をしている。しかし個人ごとに評価することについて戸惑いがあるのも事実である。

具体的には、同じ科目であっても、調査研究で入学した生徒と他の生徒が学ぶ内容に違いがあるのに、同じ評価の数値となるのはおかしいという意見である。

<sup>10</sup> 阿武野高校「自立活動」、松原高校「生活」、柴島高校「作業学習」など。



例えば、当該生徒が、ある科目で5段階評価の4という評価を得たとき、その生徒と他の生徒の4を同じとして扱っていいのかという意見である。

しかし、この意見に関わって、平成13年4月27日に文部科学省から出された通知文「学習指導要録の改善等について」（13文科初第193号）においても触れられており、これからの評価については、考査成績に偏ることなく、絶対評価の工夫を行うという考え方が示されている。

また、大阪府教育委員会は、平成13年9月に「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」（教委教務第514号）を通知し、障害のある生徒の学習指導や評価のあり方について考え方を示した。

知的障害のある生徒の高等学校における学習を考えていく上で、評価のあり方については、課題の一つであり、様々な機会を通じて、共通理解を図っていく必要がある。

#### 文部科学省初等中等教育局長通知

13文科初第193号

平成13年4月27日

小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）

文部科学省初等中等教育局長

…（中略）…指導要録は、1年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その記録を確かなものにするためには、そこに至るまでの継続的な評価の充実が重要です。このため、これからの評価においては、各学校において、観点別学習状況の評価を基本とした現行の評価方法を発展させ、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を見る評価が一層重視されるとともに、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを評価するため、個人内評価が工夫されるようお願いします。…（後略）…

（別紙第3 高等学校指導要録に記載する事項）

1 各教科・科目等の学習の記録

(1) 評定

イ 評定に当たっては、ペーパーテスト等による知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の四つの観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、5段階の各段階の評定が個々の教師の主観に流れて客観性や信頼性を欠くことのないよう学校として留意する。

教委教務 第514号  
平成13年9月12日

府立高等学校長 様

教育振興室長

府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について（通知）

本府において、障害のある児童・生徒の教育については、一人ひとりの障害の状況等に配慮しつつ、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることをねらいとして、これまで推進してきたところである。

近年、府立高等学校においても、障害のある生徒が多数学んでおり、障害の有無にかかわらず、「共に学び共に育つ」という理念に基づいて教育を行うことが求められている。

このことを踏まえ、各学校においては、下記の点について十分留意の上、障害のある生徒に対する学習指導及び評価を行うよう教職員に周知願います。

記

- 1 障害のある生徒の指導については、教職員の共通理解を図るとともに、その障害の種別や程度等に応じて、特別な配慮のもとに、可能性を最大限に伸ばすよう、きめ細かく行うこと。
- 2 生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導を行うため、障害の状況を把握し、家庭、専門医等とも連絡を密にして、指導目標を設定するとともに、指導内容・指導方法を工夫すること。  
その際、盲学校、聾学校及び養護学校における学習指導方法等も参考にすること。
- 3 教育課程の編成については、「学校設定教科・科目」の開設、教科・科目の選択や単位数の増減などについて弾力的な対応を行うこと。また、生徒の障害の状況によって、教育課程の変更を行う必要が生じた場合には、教育委員会と協議を行うこと。
- 4 評価に当たっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障害の状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。その際、特に、知識の量のみを測るのではなく、生徒の学習の過程や成果、進歩の状況などを積極的に評価すること。
- 5 評価の通知については、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題を設定し意欲的に学習に取り組めるよう、必要に応じて、その形式・方法及び時期等を工夫すること。
- 6 進級・卒業の判定について、本通知文の趣旨を踏まえて、内規の見直しを行うなど、柔軟な対応を行うこと。



#### (7) 単位修得と進級

調査研究で入学した生徒は、全員が進級または卒業しており、単位に関しても、ほぼ全ての科目で修得している。一部の科目において単位認定留保となった生徒もいたが、考査成績を理由としたものではなく、欠課や欠席が増えたことによるものであり、これに関しても追認定に向けた取組みが行われた。

教育課程を考えていく上で、知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究では、現状の高等学校学習指導要領で規定されている教育課程の枠組みの中で工夫を行ってきた<sup>11</sup>。

そのため、個人内絶対評価において、生徒の障害の状況を踏まえた支援と工夫を一層行っていくことが重要である。

調査研究で生じた単位修得に関する様々な課題については、それぞれをケース事例として、今後とも、各生徒の状況に応じた個別の対応に活かしていく必要がある。

#### 4. 出身中学校との連携

「個別の指導計画」の項で述べたように、これまで調査研究校では合格者発表直後から、出身中学校と連絡をとりながら、当該生徒に関しての留意事項を整理するようにしてきている。そのほか、学校によっては、一緒に進学してくる生徒に対して、当該生徒を支援するような働きかけを中学校に対し依頼している。また、新学期が始まってすぐの4月～6月の時期に、校内で関係者会議を開催し、そこへ、中学校の出席を求める調査研究校もある。

こういった取組みを通じて、仲間づくりの観点から中学校に対して協力を求め、連携を深めている。

新たにスタートする制度（自立支援推進校・共生推進モデル校〔後述〕）では、府内全域に広がることから、知的障害のある生徒の教育を高等学校で進めるにあたっては、当該生徒が高等学校入学後も、出身中学校と連携することは不可欠であるという観点について中学校等に対する周知と理解促進がこれまで以上に重要である。

#### 5. 進路指導と関係機関との連携

障害のある生徒の進路を考える時、入学当初より、当該生徒が生涯にわたって地域で生活することを念頭に置き、高校3年間に教育として果たす役割を考えることが重要であり、これをまとめたものが個別の移行支援計画である。

個別の移行支援計画の作成にあたっては、生徒一人ひとりの教育、福祉、医療、労働等、様々な観点から生じるニーズに対応し、様々な関係機関、関係者と協力していく必要がある。

これまで、各調査研究校では、市町村における労働や福祉の関係機関や地元の就労機関などと連携をしながら、情報収集に努めてきた<sup>12</sup>。また、生徒の就労意識の

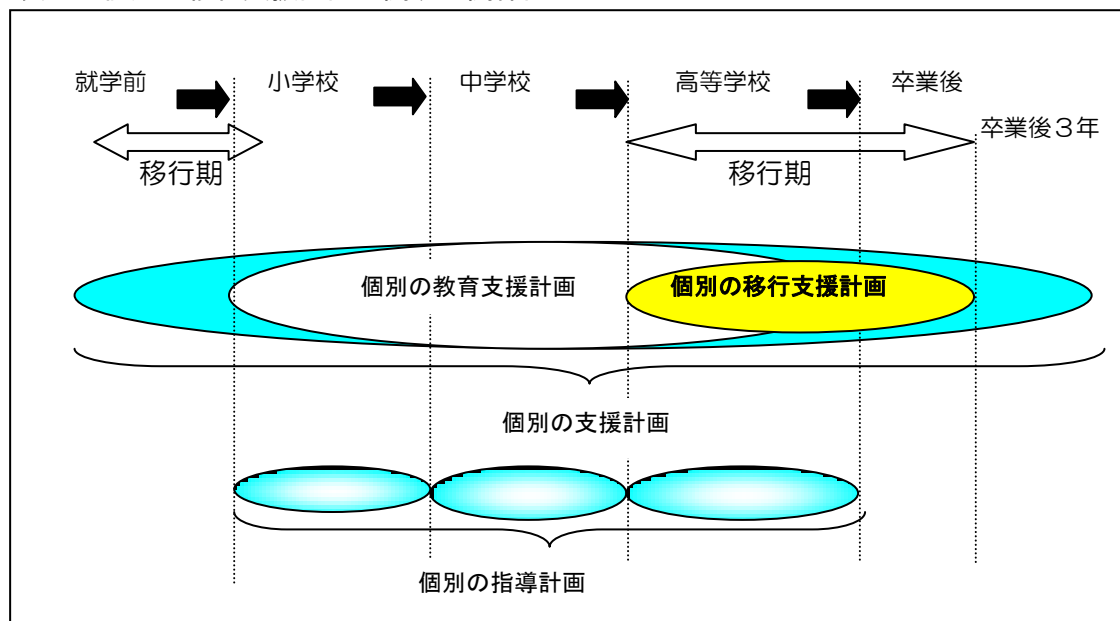
<sup>11</sup> 小・中学校における養護学級（特殊学級）に係る教育課程については、特に必要のある場合は、特別の教育課程によることができる（学校教育法施行規則第73条の19参照）。

<sup>12</sup> 例えば、阿武野高校では、校内に支援連絡協議会を立ち上げ、高槻市の障害福祉課、商工会議所などの参画を得ている。

醸成に向けて、作業所実習や就労体験などを実施してきている。

今年度、ある高校の進路先開拓の過程で、これまで障害者を雇用したことのない企業に実習を依頼し、正式な雇用までつながった例が報告されている。今後とも、このような地道な努力を積み重ねると共に、府教育委員会としても関係部局と連携をしていくことが重要である。

表5 個別の移行支援計画に関する関係図



#### IV. 調査研究校の取組み

ここでは、具体的に、5校の調査研究校のこれまでの取組みを振り返る。内容に関しては各校がそれぞれの観点でまとめたものをもとに記載したもので、記載内容については濃淡がある。

##### 1. 大阪府立阿武野高等学校

大阪府高槻市に位置する普通科の高等学校である。平成13年度に知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究が開始されて以来、調査研究校として知的障害のある生徒一人ひとりのニーズに応じたきめの細かい取組みを進めている。

###### (1) 取組みの基本方向

- ①「ぴあ」<sup>13</sup>は養護学級ではなくいわば校内の「学習生活支援センター」である。したがって在籍は障害のない生徒と同じクラスである。
- ②カリキュラムについては、本人の障害の程度や学習の力を見定めながら柔軟な対応をしている。ただし、すべての授業をクラス授業という方針ではなく、学力の充実を図るという意味からも一定の個別(抽出指導)授業を配置する。
- ③周囲の生徒との関わりも大切にして取り組んでおり、さまざまな経験を豊かにし、興味関心の世界を広げる取組みも進めている。
- ④仲間作りは、クラス・クラブを中心として、3年間を通して自然に培われるように取り組んでいる。
- ⑤「高校生」としての自覚育成を大切にしている。クラスだけではなく、積極的にクラブ活動等(平成17年度在籍生徒6名全員がクラブに所属)への参加をすすめている。

###### (2) サポート体制

サポート体制は、調査研究の開始年より一步一步築いてきた。何より、この障害教育の高い質を保ち、他の教育活動とのバランスをくずさないことを第一に心がけてきた。教育には教員の高い志が大切だが、それだけでは長期的な取組みはいつかほころびをみせる。何より十分な人的なサポート体制の構築がこの取組みの成功にとって最重要である。今まで十分とはいえないが、一定のサポート体制の充実の中で生徒本人の成長があり、周囲の生徒の障害者理解を深めることができた。とりわけ、障害教育サポーター、学習サポーター(9ページ参照)の大きな役割を特記しておきたい。

次に、本校内において設置している委員会を示す。

###### ①調査研究委員会(平成18年度より自立支援推進委員会)

メンバー：管理職、教務部長、人権委員長、学級担任、障害教育担当  
養護教諭、保健部長、学年主任、希望者

<sup>13</sup> 阿武野高校では、調査研究を開始するに当たり整備した学習室をこのように呼んでいる(7ページ参照)。

役割：全体の基本指導方針を立てる。別枠入試選抜委員会を兼務。

②ぴあ関係者会議（月1回、基本は各学年ごと）

メンバー：障害教育担当4名、養護教諭と学級担任

役割：日常的な指導の反省と取組みの計画。情報交換。

③障害生徒教科担当者会議（学期に1，2回、各学年ごと）

教科指導上の情報交換と方向性の確認。カリキュラム編成や予算面の相談など。

④ぴあスタッフ会議（週1回）

メンバー：障害教育担当4名（教科授業も担当）＋養護教諭2名＋障害教育サポーター1名

本校では、調査研究の中心的役割を担う者を、ぴあ担当（障害教育担当）と呼んでおり、1年に2名、2年に1名、3年に2名を配置している。授業は担任と同程度の時間数を担当している。ぴあ担当の主な役割は次のようなものである。

<ぴあ担当の役割>

- ・障害のある生徒への指導と支援
- ・学級担任との連携
- ・保護者との連絡・連携
- ・教科担当者との連絡・連携
- ・「自立活動」の授業
- ・考査中・長期休暇中の指導計画
- ・地域機関との連携
- ・仲間作り活動・・・交流会、「すぺーす・ぴあ」の活用など
- ・進路指導・・・進路部や地域の関係機関との連携
- ・学習サポーターの調整



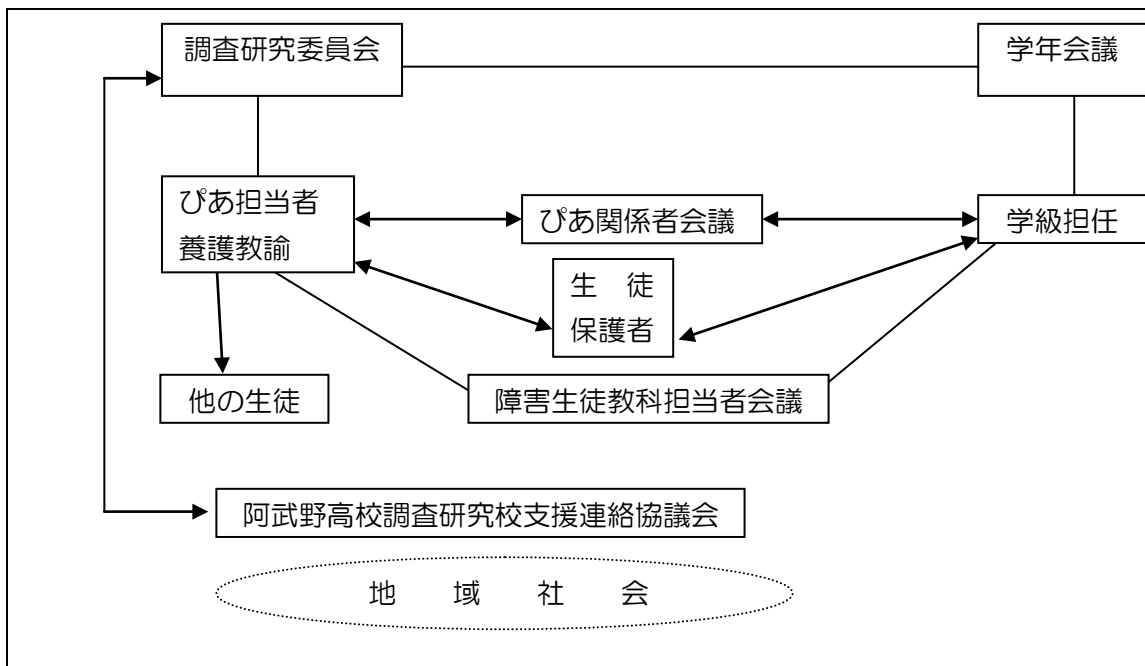
平成17年度調査研究報告会での生徒作品

障害教育サポーターは、教諭以外の特別人員で、必要な介助、一定の授業の入り込みや行事等でのサポート役であり、基本的に毎日勤務する。これ以外に学習サポーター（自立活動や行事でのサポート）が配置されており、本校の場合は、週1回、2～3名のサポートを得ている。いずれも、自立活動や車椅子生徒の介助が中心であるが、教員以外で自由な立場でかかわることができる。授業の入り込みもある程度担っている。

また、地域の関係機関や有識者などにも参加してもらい、校内において支援のための連絡協議会、「阿武野高校調査研究校支援連絡協議会」を学期に1回開催している。構成は次のとおりである。

阿武野高校調査研究委員会代表、PTA 会長、府立高槻養護学校長、高槻市教育委員会、高槻市障害福祉課、高槻市中学校校長連絡会、高槻市障害児教育研究会、高槻商工会議所、高槻市障害者団体連絡会、神戸親和女子大教授

表6 阿武野高校における支援体制



(3) 仲間づくりと主な取組み

仲間づくりとしては、やはり日常のクラスでの生活が重要である。クラス、学年、学校のいろいろな取組みのなかで、あたりまえに調査研究で入学した生徒が参加していくことが大切である。この5年間のなかで、クラスの劇と一緒に参加したり、応援団で全校生徒の前でパフォーマンスを披露したり、自然な雰囲気次第にやれるようになってきた。また、クラブへの参加も積極的に進めており、今年度の6人ともクラブに所属し、公式試合に出場したり、地域の祭りで日頃の取組みを披露したりしている。このクラブ活動のなかで培われる周囲の生徒との関係、本人の自信と成長は、非常に貴重である。

これ以外に「すぺーす・ぴあ」をすべての生徒にも開放し、常時20名くらいの生徒が昼食をとともにしている。また、各クラスから2名の交流委員を選出し、交流委員主催の交流会や文化祭での共同の取組みなどを通じて、仲間づくりの拡がりを図っている。この場での出会いで友達となったケースも多い。

本校では、この取組み以前に3年の類型として「福祉一般」の授業（手話、点字、福祉レクリエーション）を設定しており、調査研究で入学した生徒と一緒に学ぶようなカリキュラムを進めてきた。やはり福祉関係に関心のある生徒たちの関わりは、一層深いものがあり、彼らの障害者理解も大きく進んできた。来年度からは正式な福祉専門コースとしてスタートし、2年から福祉専門の授業が始まるが、来年2年となる1名も一緒に福祉専門コースで学ぶことになっている。

そのほか、できるだけ生徒本人の経験を広げる取組みも進め、「高槻祭」などに参加したり、「ボーリング&からおけ大会」などを催している。

表7 主な取組み

4月	新入生歓迎会	10月	中間考査
5月	1年宿泊研修	11月	INA卓球大会
6月	中間考査 体育大会	12月	期末考査 クリスマス会
7月	期末考査 進路保護者説明会 1年交流委員による交流会 夏休み特別研修	2月	調査研究報告会 2年交流委員による交流会 (卒業を祝う会)
8月	高槻祭参加 ぴあ遊びに行こう会	3月	学年末考査
9月	阿武高祭(文化祭)	※ 2年次には修学旅行を実施	

#### (4) カリキュラムと評価

基本的には「共に学び、共に生きる」と「自立支援」の2つの目標をめざし、それぞれの障害の程度や興味関心を踏まえ、柔軟にカリキュラムを編成してきた。こうした基本方針は堅持しながら今後も進めていきたいが、平成18年度、1学年の入学生徒が2人から3人に増加することに伴い、今後、検討が必要となる。特に週4時間の設定で行ってきた自立活動は、時間割の関係上週4時間の維持が難しく、また、特別に美術の授業を設定したり、福祉の交流授業(学年や類型を超えた履修)を設定してきたが、困難な状況となる。

授業の形態としては、次の5つの方法を生徒の状況に応じて組合わせてきた。

- ①クラス授業(付き添いなし)
- ②入り込み授業(付き添いあり)
- ③抽出授業(学力の充実を中心とする。週4時間の自立活動含む)
- ④交流授業(他学年との合同授業)
- ⑤特別研修(テスト期間中や長期休暇中の地域の共同作業所での研修など)

クラスでの授業と抽出授業の配分は、基礎学力の養成を中心に抽出授業を配置し、クラスでの授業も実施していく。ただし、時間数等固定的な考えはとらない。入り込みについては、生徒本人の状況を踏まえて必要な編成をする。とりわけ1年次は、高校生活に慣れるという視点から手厚く配置し、本人の対応力を見極めながら、2年、3年と学年進行するにつれてクラスでの授業を増やす方向で取り組む。

週4時間の自立活動は、調査研究対象の生徒と一緒に学んでおり、対象生徒は全員この自立活動を学ぶ。将来の自立をめざし、各生徒の課題も踏まえた取組みをすすめている。主に工芸活動や農園活動を行っている。今年は6人となり、社会的スキルの育成も考え、スポーツ・レクリエーション、音楽活動、演劇活動、

料理活動などにも力を入れている。この活動は6人ならではの関係が築かれ、貴重なものになっている。

場合によっては、芸術2科目を設定したり、3年との交流授業（手話・点字・ライフスポーツなど）を設定してきた。

テストについては、基本は特別テストで本人の状況に応じて実施している。受験しない場合は、地域の作業所等における特別研修や施設見学を実施する場合もある。

### <カリキュラムの1例>

生徒氏名 【1年A】

生徒Aは板書をノートにとることができるので、クラス授業については、基本的には同一教材で行う。しかし、理解という面では困難な点もあるので、一部特別教材での指導をするなど工夫をする必要がある。

教科	科目	単位	クラス	入り込み	抽出	備考
国語	国語総合	4	2		2	
公民	現代社会	3	3			
数学	数I	3			3	
	数A	2				2h 自立活動
理科	化学I	3	3			
保健体育	体育	3	2	1		入り込み1hは武道
	保健	1		1		
芸術	音楽I	2	2			
	美術I					
	書道I					
外国語	英語I	4			2	2h 自立活動
家庭	家庭総合	2		2		
情報	情報A	1	1			
総合学習	LP	1	1			
その他	自立活動	4			4	
総計		29	14	4	11	

### <評価について>

評価については「個人内絶対評価」を基本とし、他の生徒と違う評価をしている。高等学校生徒指導要録の関係で学年末には5段階評価もつけることになっている。通知表については、「文章表記」によるものを発行しているが、点数評価できる生徒については、障害のない生徒用のものと両方を発行している。

こうした評価は一定の定着はしているが、公式記録として5段階しかない評価については課題を残す。過渡期としての課題という側面があるとはいえ、生徒本

人が、どのような内容の指導を受け、当初の学習目標にどこまで到達したかを大切な観点とすべきである<sup>14</sup>。

#### (5) 進路指導

まだ5年目で完全に確立はしていないが、障害のある生徒の社会参加と自立のために、積極的に進路指導を進め、一定の取組みのスタイルは確立しつつある。様々な施設等の見学、アルバイトや企業実習などに取り組んでいる。特に、就労へ向けた取組みは、1年の頃より始まる。また、今後大学や専門学校への進学もありえるだろう。

しかし、現時点における知的障害者の就労は非常に困難であり、地域の授産施設なども定員がいっぱいの状況である。こうした状況を改善しなければ、本当の意味での障害者の社会的な自立はありえない。この大阪の取組みを生かすためにも、就労の道を広げていくことが必要であり、高等学校だけではなく、行政や地域の関係機関の連携がさらに重要となってくる。

#### <日常的な取組み>

- ①週4時間の自立活動（工芸活動、農園作業など）における作業学習
- ②テスト期間や長期休業中における特別研修（地域の作業所実習や施設見学）

#### <進路部との連携>

- ①進路部による求人依頼の企業訪問時における知的障害者の求人依頼活動  
※ぴあ独自でも求人開拓
- ②ハローワーク茨木との情報交換等の窓口

#### <ハローワーク茨木・大阪障害者職業センターとの連携>

- ①ハローワーク茨木に障害者求人登録（2年次の終わり）
- ②大阪障害者職業センターでの職業能力判定（3年次の5月）
- ③大阪障害者職業センターでの拡大ケース会議（3年次の6月）
- ④企業体験（2年次、3年次の夏季休業中）

#### <その他>

- ①就職保護者説明会
- ②アルバイト体験
- ③追指導

---

<sup>14</sup> 阿武野高校では、評価基準は異なっても他の生徒と同様に「単位認定」「進級判定」「卒業判定」を行っている。



## 2. 大阪府立西成高等学校

大阪市西成区に位置する同校は、知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究について、平成 13 年度の開始時より指定校として、「共に学び、共に育つ」取組みを進めてきた。平成 15 年度より普通科総合選択制に移行した。

### (1) 校内体制

#### ①調査研究推進委員会（地域会議）

調査研究の推進のため、地域の関係機関、中学校等の参加を得て、知的障害のある生徒が本校で学ぶことに関する協議を行っている。第2回の会議以降は地域の区役所の健康福祉担当者の参加も得た。

一人ひとりの生徒の支援については、ケース会議を開催して協議している。

#### ②調査研究プロジェクト（校内推進機関）

調査研究コーディネーター<sup>15</sup>、人権教育推進委員会担当者、当該生徒クラス担任、養護教諭が参加し、生徒の情報交換や支援に関する協議を行っている。今後は、この会議において、個別の指導計画の検討や個別の教育支援計画作成を行っていく方向である。

#### ③入り込み担当者会議

授業の入り込み担当者（付添者）、当該生徒クラス担任、人権教育推進委員会担当者、調査研究コーディネーターが障害のある生徒の学習について研究協議を行ってきた。

#### ④学習サポーター・教員補助員（障害教育サポーター）

学習サポーターや教員補助員（障害教育サポーター）は授業での障害のある生徒のサポートだけでなく、放課後の活動も支援をし、生徒が教室での授業ではできない体験をする契機を作っている。障害のある生徒は授業が終わると毎日のようにプレイルームに集まり、園芸、スポーツ活動、清掃活動など、様々な活動に取り組んできた。

学習サポーターやボランティア部の生徒の働きかけで、放課後に障害のある生徒がともに活動する場がつけられ、教室では見られないような表情を見せるようになり、障害のある生徒同士の間関係も深まってきた。

### (2) 保護者間の交流・仲間づくり

#### ①保護者間の交流

障害のある生徒の保護者間、及び本校教職員との交流を目的に、学校主催で6月と11月に「障害のある生徒の保護者交流会」を行ってきている。そこで

---

<sup>15</sup> 西成高校では、障害のある生徒のケアは担任を中心に行い、人権教育推進委員会で指導体制などを検討してきた。調査研究コーディネーターは校内や関係機関の連絡調整を行っている。

は新入生の保護者の紹介や学校からの報告、保護者と学校の情報交換、意見交換が行われている。

また、保護者主催の活動として「障害のある子どもとともに生きる親の会」も年間5回行われており、バーベキュー大会、餅つき大会、田植え、稲刈り、卒業生を送る会などを開催する中で、保護者間の情報交換が行われている。高等学校で学ぶ障害のある生徒の保護者にとっては、子どもの教育のことや生活のことを同じ立場で話せる場として活用されている。

## ②仲間づくりに向けた取組み

障害のある生徒と周囲の生徒の仲間づくりの取組みとして、クラス編成の工夫、仲間紹介ホームルーム、保護者講演会などを行ってきた。

クラス編成については、障害のある生徒は小・中学校よりともに生活してきた、障害のある生徒をよく理解している生徒を同じクラスにするよう配慮してきた。

障害のある生徒と高等学校で初めて出会う生徒のために、障害のある生徒を紹介するホームルームを実施したり、障害のある生徒の保護者や当事者の思いを聞く機会を設けることなどに取り組んできた。

障害者理解を深め、障害のある生徒と周囲の生徒の仲間づくりを進めるためには、一人ひとりの生徒を大事にするという本校の指導方針の原点に戻り、障害のある生徒も障害のない生徒も同じように大切にされていると実感できるように取り組まなければならない。個々の生徒の課題を解決し、自己肯定感を回復させ、他者に対する思いやりを持てるように取り組むことが必要である。

## (3) 指導について

### ①個別の指導計画

平成14年度から個別の指導計画の作成をめざし、中学校に対する聞き取りの内容をプロフィール表にまとめる取組みを進めている。

今後は、入学が決定した段階で、出身中学校と連携して、本人・保護者の意見を尊重した個別の教育支援計画を作成したうえで、授業担当者などに示し、各担当者が個別の指導計画を作成し、学期及び年度ごとに評価をし、計画の見直しを図っていく体制が必要である。もちろん、計画したものは本人や保護者に示さなければならない。

また、障害のある生徒の自立支援は、高等学校の3年間だけでは十分な取組みを行うことはできない。出身の小・中学校との連携はもとより、高校在学中の生活支援に関わる機関や卒業後の生活や訓練の場となる機関との連携が必要である。本校ではケース会議という形で関係機関が集まって協議を行っている。このような障害のある生徒を支える地域ネットワークが組織されることは学校内外の取組みに大変有効である。

## ②授業について

本校では、それぞれの生徒の障害の状況に応じた学習内容や学習形態で指導している。また、すべての教員が障害のある生徒に関わることをめざして、ほとんどすべての教員が授業の入り込み（付添）を担当してきた。

具体的には、教科担当者だけでの授業形態、入り込み担当者が教科担当者とチームティーチングを行う授業形態、入り込み担当者が当該生徒の横について学習を支援する授業形態、他の生徒と別の教材で学習する形態などを、生徒の状況に応じてバランスよく配置するように心がけてきた。

## (4) 進路指導

### ①自立支援学習

自立した生活を行うために、交通機関の利用や買い物などの生活学習が必要であることから、平成16年度からは、選択授業の一環として「自立活動」の時間を設けることになった。障害のある生徒がともに学ぶ時間をつくり、ともに刺激しあい、周りの生徒と一緒に教室ではできない体験学習をすることにした。水曜日の5・6限の自由選択の時間に開講することになり、作業所などの見学、買い物、作業学習などを行っている。また、生徒によっては、この時間を企業実習に活用している。

### ②進路指導とアフターケアについて

進路指導は、調査研究コーディネーターと進路指導部の協力のもと、学級担任を中心に行っている。区役所保健福祉センターとの相談や、福祉施設、職業訓練施設の見学を行い、地域の関係機関との連携を深めるように努めてきた。

労働機関については、ハローワークに求職登録を行い、インターンシップなどに取り組んでいる。しかし、経済状況を反映してか、企業就労を希望して求職登録を行った障害のある生徒に対して、ハローワークからの求人の紹介はまったくなかった。本校独自で職場実習先と求人の開拓をしなければならない状態であったが、求人情報などの蓄積は大変困難であった。

アフターケアについては、卒業生の進路先へ、保護者の了解のもとに本校での生活の様子や生徒の状況などを報告し、適宜連絡を取り合っている。地域の障害者会館や区役所保健福祉センターなどと連携して、日常の生活支援を行っている。

### ③体験学習・就労実習

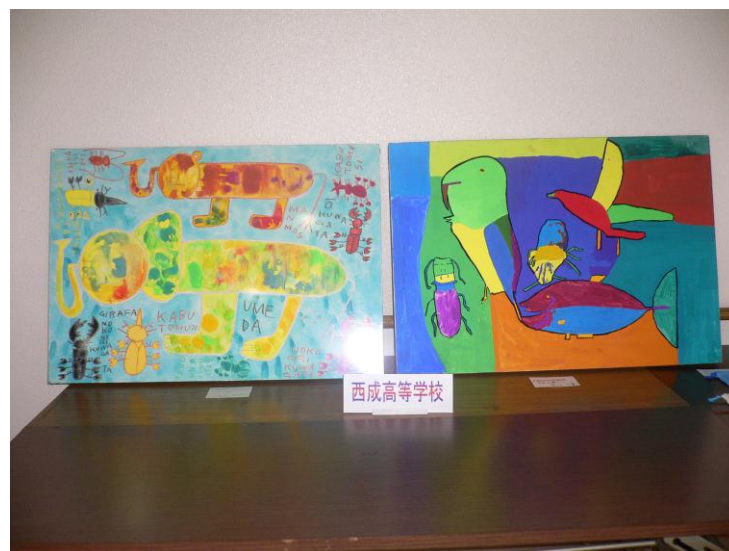
地域の福祉施設と連携して、夏季休業中に15～20日間、実習を行い、高校の授業では十分にできない就労のスキルや習慣・マナーを学んでいる。具体的な内容としては、ビルメンテナンス、おしぼり作り、給食配食などであり、本校教員や学習サポーターが付き添っている。

今年度は、交通機関を使うことに慣れる目的で電車・バスを使ってさまざま

な施設の見学を取り入れ、その一環で、夏季休業中に訪問した企業において実習を受けることができた。当初は、実習だけということであったが、2名の生徒の取組み状況を見た企業側が正式な採用を検討し始め、2学期になっても「自立活動」の時間を利用して実習を継続した。その一方で、保護者の意向も確認し、人事担当者とも懇談したところ、採用の方向で話をすすめるとの感触を得た。

11月中旬に求人票が届き、月末の試験のあと、12月に2名の生徒とも、内定通知をもらった。これは当該企業の業績が伸びている中で、社会貢献もしたいという企業ニーズがあったこともあるが、なによりも、障害のある生徒本人の働きたいという意欲が企業就職につながったといえる。

これまで、障害者を雇用している企業を中心に職場開拓をしてきたが、この事例から障害のある生徒の職域を新しく開拓するような取組みが有効であることがわかった。障害のある生徒の就労のためには、個別の移行支援計画をきちんと立て、数量や時間の概念を理解する力や、コミュニケーションなどの基本的な能力を身につけるようにしなければならないことも明らかになった。



平成 17 年度調査研究報告会での生徒作品

### 3. 大阪府立柴島高等学校

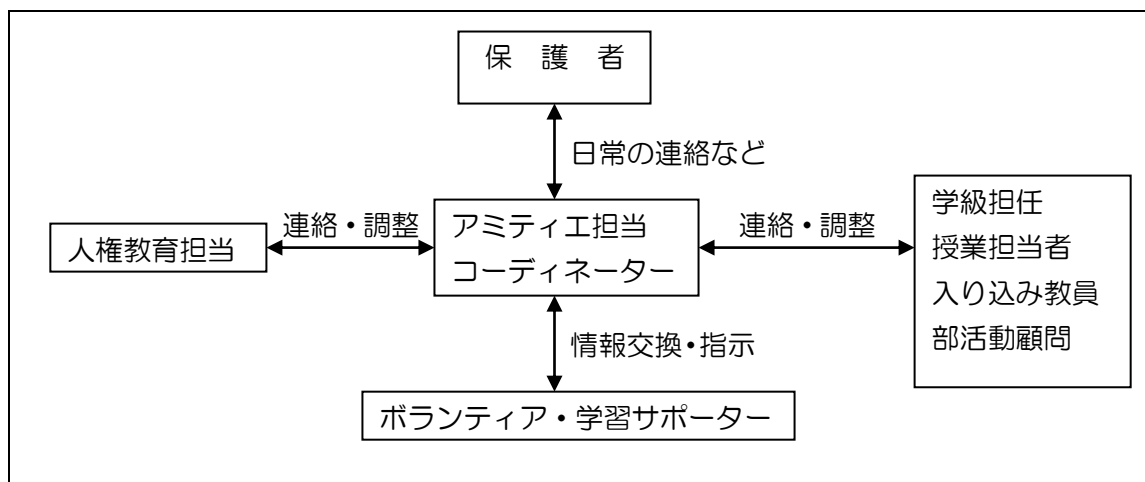
大阪市東淀川区に位置する高等学校である。平成8年に府立高校として最初の総合学科に改編した。早くから福祉等の科目を取り入れ、障害者の問題にも積極的に取り組んできている。知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究については、平成13年度より取り組んでいる。

#### (1) 校内組織・支援体制

##### ①アミティエ（特別支援教室）のスタッフ

- A) 人権教育主担（1名）
- B) コーディネーター、アミティエ担当（各1名、計2名）
- C) アミティエ副担当（1名）
- D) 養護教諭（2名）
- E) 教員補助員（平成17年度より障害教育サポーター）（1名）
- F) 学習サポーター（複数名、年120回）

表8 日常の教育活動におけるアミティエ担当者・コーディネーターの役割



##### ②校内における教職員の連携

知的障害のある生徒の教育活動は、全教職員の課題であるという共通認識のもと、調査研究担当教員以外の者が学級担任・授業担当教員（クラス授業・小集団授業・個別授業）・サポート（入り込み）教員・部活動顧問として教育活動にあたっている。ほとんど全教員が何らかの形で知的障害のある生徒の教育活動に関わっているため、各種会議を設定して情報交換に努め、また必要に応じて日常的に関係教職員が連絡・調整を行っている。

各種委員会・会議は次のとおりである。

#### 【調査研究に関わる主な会議】

##### a) 人権教育推進委員会

教頭・人権主担・人権委員4名で構成している。本校人権教育推進にかかわ

る企画・立案をおこなう。本校における人権課題の解決にむけての検討をおこない、方針だてをおこなう。

**b) 調査研究推進委員会**

校内は、教頭・人権主担・学育部長・集団育成部長・進路部長・アミティエ担当・コーディネーターで構成。校外からは、地域のハローワークや健康福祉課の担当者のほか、地域の授産施設、障害者会館、地域の小中学校代表、保護者代表なども構成メンバーとなっている。

本校の調査研究の進捗状況を把握し、その改善にむけての検討をおこなう。障害のある生徒の進路の実現に向けての具体的な方策の検討をおこなう。

**c) 障害児教育委員会**

校内の各部署より選ばれた委員で構成し、障害教育にかかわる企画・計画の立案と調整をはかる。障害のある生徒や、家族に障害者のいる生徒の教育課題の解決にむけての検討と提案。開催は不定期。

**d) 人権委員会**

人権教育関係教員・生徒会担当・地域担当・アミティエ担当で構成する。

**e) アミティエ担当者会議（(1)のB・C・D・Eのメンバー）**

調査研究で入学した生徒に関係すること全般を話し合う。週1回開催している。

**f) 授業担当者連絡会**

担任・授業担当教員・サポート教員・アミティエ担当教員で構成し、調査研究で入学した生徒の指導に関する情報交換を行う。年1回の開催。

**g) 五者チーフ顧問会議（人権に関わるサークルの顧問会議）**

人権関係サークルの運営について話し合う。週1回開催している。

**h) 所属クラス担任会**

クラス担任・アミティエ担当が、各クラスにおける交流計画を立案し、生徒の指導にあたる。開催は不定期。

**③施設**

校舎2階中央に、普通教室2部屋分のスペースを確保し、アミティエルームを整備している。このうち、1教室分はプレイルーム、残った1教室分を半分に分け、学習室と準備室にしている。アミティエルームの位置は、校内で最も多くの生徒が通る場所にあり、一人でも多くの生徒が障害のある生徒に接しやすいように配慮している。

学習室は、主として個別学習・小集団学習に利用する部屋である。ここには生徒数分の机、ロッカー、黒板に加え、洗濯機、調理スペースを設けている。洗濯や簡単な調理など、生活スキルの向上を図る教育活動が行えるようになっている。調査研究で入学した生徒の終学活（各クラスの終学活後に行う）もこの部屋を利用している。

プレイルームは、個別学習が複数重なる場合の学習室、また作業的学習・グループ学習の場として利用されている。また、交流サークルである「アミティ

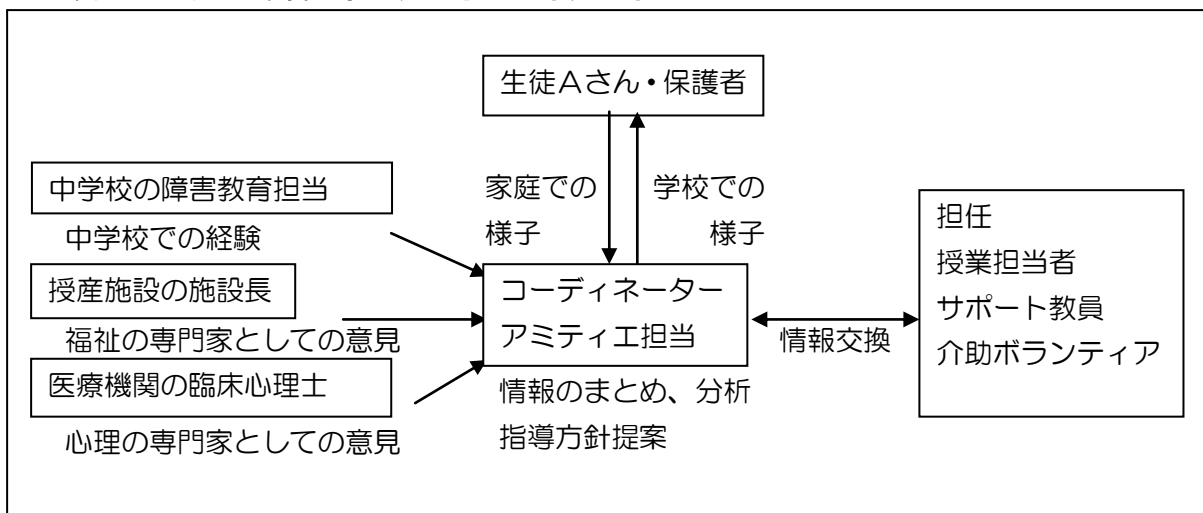
エライフを送る会」の活動拠点であり、障害のある生徒と他の生徒が交流する場としても利用している。

#### ④指導方針等に関わる外部機関との連携

平成 13 年度に調査研究で入学した生徒の場合は、障害者センターでリハビリを受けていたので、障害者センター所長や作業療法士との情報交換の場を設定した。また、コーディネーターが療育機関の作業療法士と個別に指導・支援方法について相談を行った。

表9は、平成 15 年度に調査研究で入学した生徒の指導方法を検討した時の連携を表したものである。この生徒には入学以前より課題となる行動があったため、アミティエの担当者は中学校の障害教育担当者に相談をし、中学校時代の様子や対処方法の経験等を詳しく聞いた。一方、校内においては関係する教員全員に協力を依頼しながら、日々の様子、特に問題行動時の様子を詳しく記録した。その後、これらの情報や記録をもとに、地域の授産施設（作業学習等で協力を得ている）の施設長に相談し、生徒の心理状態や対処方法等についてアドバイスを受け、その上で、本校の関係教員でケース会議を開き、指導方針を決定した。指導方針については、関係する全教職員はもちろん、保護者に対しても説明し、学校でも家庭でも同じ方法で対処していくようにした。さらに、本人・保護者・アミティエ担当教員で病院の臨床心理士に相談をした。このような対応を行っていった結果、当該生徒の課題となる行動は、毎年少しずつ改善されていった。

表9 平成 15 年度入学生、Aさんに対する対応のケース



## (2) 生徒の活動と交流について

### ①クラスでの活動

クラスでの活動は一週間当たり、1年生で13時間、2年生で6時間、3年生で6時間のクラスの授業（HRや芸術選択を含む）が基本となっている。1年から3年へと学年が進むにつれてクラスの授業の時間は減っており、3年生

になるとクラス単位の授業はHRの時間のみとなる場合もある。そういった事情から本校ではHRやクラス単位の行事への取組みがクラスの輪を強めるのに非常に大切な役割を果たしている。

1年生では4月に宿泊学習へ行き、体育祭、文化祭と続く。2年生は修学旅行がある。3年生は学年としての大きな行事はないが最上級生として体育祭や文化祭の取組みが大きな重みを持っている。これらの中で、特に1年生の宿泊学習は生徒にとって意義が大きく、府内の各学校から集まってきた生徒が柴島高校になじもうと全員が前向きな姿勢なので大きな効果が現れ、以後3年間の高校生活に大きな影響を及ぼしている。調査研究で入学した生徒もここで他の生徒と生活を共にすることで仲間の和の繋がりを形成している。

## ②部活動

調査研究で入学した1期生から「送る会」(次ページ項目④参照)以外の部活動参加の動きはあった。ただいろんな状況から入らなかったり続かなかったりということが多く、その中で3年間続けたのは2期生のAさんであった。彼女はバドミントン部に入部し、非常に仲の良い友達をつくった。

部活動への参加がより本格的になったのは調査研究の3年目の現在3年生のBさん、Cくんからである。Bさんは中学校からバドミントン部で活動していた。バドミントンが大好きで、体力維持のためにもバドミントンは彼女に是非必要なものであった。またCくんは中学校時代に野球部に所属、柴島高校の志望動機の一つに「高校で野球がしたいから」ということがあげられているほどであった。Cくんは知的障害以外にも聴覚や視覚にも障害があり、また体格的にも体力的にも恵まれていないが努力して3年生の夏には代打であるが見事公式戦の出場を果たした。このことはチームメイトの励みになるとともに野球部以外の生徒にも感動を与えるものであった。

それ以降はアミティエの生徒も部活動に参加するのが当たり前になり、現在2年生のDくんは水泳部、Eくんはダンス部、1年生のFさんはダンス部と朝文研、Gくんは健康面で止められていたが、かかりつけの医師と相談の上、野球部に入部することとなった。

高校生にとって部活動に参加することは高校生活を豊かにするものであるが、調査研究で入学した生徒にとってもその意義は大きく、クラス以外の人間関係を築き豊かにするのに大いに役立っている。また周りの生徒もそれが全く当たり前ととらえて違和感を訴える生徒もいない。部活動は生徒の自主活動を基盤としているだけに、得られるものは授業よりも大きいかもしれない。

## ③アミティエスタッフ

クラスの中でアミティエの生徒とクラスの生徒との交流を図る役割を果たすのがアミティエスタッフである。アミティエの生徒がいるクラスではいろんな場面を通じてアミティエの生徒と繋がりを持つことが出来、同じ授業を受けている生徒にもそれなりの機会があるが、そのどちらでもない生徒に交流を持



つ機会を作り、それを運営するのがアミティエスタッフである。クラス委員の一つとしてすべてのクラスから数人（4人～8人程度）になる。

体育祭・文化祭を中心に活動するが、その他に夏季休業中の近隣の授産施設との交流事業への一般生徒への参加の呼びかけも行っている。

体育祭では「アミティエ種目」を担当し、毎年アミティエの生徒を中心に他の生徒も楽しく参加できる競技を企画・運営している。体育祭の3週間前ぐらいから活動を始め準備のための話し合いや作業を行う。その活動をアミティエの部屋で行うのでスタッフの中から送る会に合流する生徒もいる。

文化祭ではプレイルームで誰もが楽しめる作品作りを行っている。企画運営はもちろんアミティエスタッフで、最近ではアートバルーンやプラ版、染め紙、ミサンガなどを製作し、無料で持ち帰ってもらっている。もっぱら対応はアミティエスタッフが交代で行い、そこにアミティエの生徒も参加する。在校生のみならず、外からの来客者の方も大いに楽しんでいってくれるが、ここ数年肝心のアミティエの生徒がクラスの催しに忙しく、所属クラブの発表で不在のことも多く、運営の方法を一考する必要性を感じている。

#### ④「送る会」と地域との交流

障害のある生徒と柴島高校生との交流の歴史はいわゆる「送る会」を抜きには語れない。スタートは、柴島高校が交流を始めて数年後で、25年以上の歴史がある。正式名称は『障害児とともに柴高生活を送る会』となっていた。現在は調査研究校となり『アミティエライフを送る会』となっている。

毎年行われる恒例の大きなイベントは新入生歓迎ハイキングと地域交流会で、どちらも近隣の中学校や高校と連携をとり、地域で交流会実行委員会を組織し、準備・運営を行っている。どちらのイベントも、もっぱら運営の中心は本校の「送る会」で、特に新入生歓迎ハイキングは準備期間が短いこともありほとんどを「送る会」が運営している。

また、「共生共走マラソン」という障害のある人もない人も共に楽しく一緒に走ろうという催しがあり、毎年大阪府内全域から何千人という参加者がいるが、これに地域の交流会実行委員会として参加している。

文化祭にも参加し「平和と人権の集い」の中で、全校生徒を前にして、寸劇、楽器の演奏や合唱などを行ったりして送る会やアミティエの生徒のアピールをしている。

他にも不定期に「送る会」部員勧誘のためのイベント（校内）や近隣の学校との交流を行っており、年中活発に活動している。

### (3) カリキュラムと評価について

#### ①個別の指導計画

個別の指導計画については、調査研究の開始以来作成・整備に努め、平成14年度から現在の様式（改訂版）を使用している。個別の指導計画作成の目的は、3つある。第一は調査研究校で入学した生徒に関わる教職員が生徒の状

態や教育活動等に関して情報を共有することにある。具体的には、「プロフィール表」(40 ページに掲載)によって生徒の状態や生徒・保護者の希望を確認し、また指導計画表によって生徒の主な課題(自立活動の趣旨に沿って提案)、長期目標、短期目標、具体的な指導方法例などを全教職員が確認する。第二は、教育活動を理論や仮説にもとづいて計画的に実践し、その結果を組織的に検証し、次の教育活動につなげる流れをつくることである。このため、個別の指導計画は半期ごとに点検・修正され、学習内容が適切であったか、支援方法が適切であったかも評価される。第三は本人・保護者の意見を教育計画に反映させ、また本人・保護者に教育活動の成果を説明していくことである。このため、個別の指導計画は、本人・保護者の希望を尊重しながら作成するほか、本人・保護者に開示するものでなければならない。

個別の指導計画作成の手順は、次のとおりである。このうち、各教科・科目で作成している指導計画表(目標・授業の様子・評価)のシートを含めて個別の指導計画と呼んでいる。

○3～4月、本人や保護者に、教育活動に関する希望・意向をきく。(新入生に関する詳しい障害の状況等の把握をしながらプロフィール表を早期に作成する)。

○4～5月、アミティエ担当教員で「指導計画表(案)」検討。必要に応じて、医療機関、福祉機関、外部教育・研究機関に相談する。

○5月、職員会議または担当者連絡会で「指導計画表(案)」を教職員に提示、各個人の課題や目標を明らかにするとともに、「指導計画表(案)」に対する意見をきく。

○6月、懇談等を通じて、「指導計画表(案)」を本人・保護者に提示、確認(修正)。

○5～6月、この指導計画表をもとに、各教科・科目で、各授業の目標を設定する。

## ②カリキュラムの編成

次の基準でクラス授業を行っている。

- |                        |
|------------------------|
| ①実技・実習を伴う教科・科目         |
| ②生活に密着した教科・科目          |
| ③他の生徒との関係で支障が生じない教科・科目 |

その結果、クラス授業を行っている教科・科目は1年生で、家庭基礎、保健、体育、情報C、芸術、産業社会と人間(ライブラリング)、数学I(1時間)、英語I(1時間)、HR、2年生では、保健、体育、情報C、総合的学習(GPD)、HR、そして3年生では、体育、総合的学習(KPD)、HRである。2・3年生については、興味・関心に応じて12時間程度選択科目を取っている。保護者・生徒の意見を聞きながら、できるだけクラス授業を増やした。

調査研究で入学した生徒の抽出授業は、1年生、国語(3時間)、社会(2時間)、数学(2時間)、理科(2時間)、英語(2時間)である。それに合わせて2・3年

生の抽出授業は、小集団授業を基本に組んでいる。また、必要に応じて個別授業を行い、学習効果を上げている。

地元にある授産施設に協力を依頼して、週4時間の作業学習を行ない、将来に向けた働く意識を高めるのに役立てている。調査研究で入学した生徒6人がそろって受ける授業としてアミティエ・ライフプランニング(2時間)を設定し、社会性の向上に努め、働く意味を考えさせる機会としている。

1年生については、作業学習、アミティエ・ライフプランニングの時間を確保するため、一般の生徒のカリキュラムとは違って次の科目を減単位している。国語総合(-1時間)、数学A(-2時間)、体育(-1時間)、英文法基礎(-2時間)

### ③科目選択

調査研究で入学した生徒には実際に授業を見て選択科目を考えさせるため、11月中旬アミティエの抽出授業を使って授業見学週間を設けている。それに際して、10月中旬のアミティエ・ライフプランニングの時間に、生徒一人ひとりにどんな科目を見学に行くのか考えさせ科目選択の意識を高めている。170を越える科目の中から、調査研究で入学した生徒の興味・関心に合った科目を6～8科目程度選択している。自分で受講科目を選択するので、調査研究で入学した生徒の授業に取り組む姿勢は前向きで積極的である。

科目選択の手続きについては、次のとおりである。授業見学後、生徒と教員で相談しながら次年度選択したい科目を絞り込む。その後、受講が難しそうな科目については、教科担当者と相談し、どういう支援があれば受講が可能なのか等について検討する。また、同時並行で保護者懇談を行い、選択科目(次年度のカリキュラム全体についても)について保護者と相談する。この時、保護者から強い希望があれば、できる限り希望に添うよう調整していく。受講希望科目が決まったら、各教科にサポート教員が必要かどうか、必要ならば、その教員は専門教科の教員が必要か、あるいは他の教員や学習サポーターで良いのかを聞いておく。

最終的には、時間割編成の中で、実際にそれぞれの科目を受講することが可能かどうか決まってくる。調査研究校生6名が合同で受ける作業学習、アミティエ・ライフプランニング、1年生のクラス授業を組む中で、受講候補の選択科目のいくつかは受講できなくなり、最終的には6～7科目(12～14単位)が選択科目として決定される。この作業中、希望していて受講できなくなった科目があれば、その旨速やかに本人・保護者に伝達し、了解を得る。

### ④授業の形態や指導方法

新入生は、合格発表後の聞き取りを元にして入り込み時間数を考えるが、多くの場合ホームルームを除いて全時間に入り込みの教員を付けているのが現状である。2・3年の必修授業、選択授業では、生徒個々人の状況を考えて入り込みを行っている。そのため、障害が軽度の生徒では、入り込みをほとんど必要としないこともある。

アミティエ抽出授業では、小集団授業を原則として時間割編成をしているが、生徒の必要に応じて個別授業を行い学力の伸長を図っている。

指導方法については、年度当初にアミティエの生徒のプロフィール表を職員会議で全教職員に配布し指導の参考にしてもらっている。5月には新入生の授業担当者連絡会を開き授業での様子を出し合い、コーディネーターが作成した個別の指導計画とともに新入生の指導方法を考えていく機会としている。2・3年生については個別の指導計画と前年度各科目で指導のために作成した「目標」「授業の様子」「評価」を参考して、生徒一人ひとりに応じた授業目標を設定し指導に生かしている。

#### ⑤評価と進級・卒業

評価に関しては個人内絶対評価（5段階）を基本とし、早い時点で各担当者が授業の「目標」を設定し、その目標に向かって本人がどのように学習を進めていったかを、絶対評価するとともに、「授業の様子」「評価」を文章表記している。文章表記することによって、生徒がどのように学習していったかを具体的に知ることができる。進級・卒業については、履修及び単位の修得を他の生徒と同様に審議し判定している。

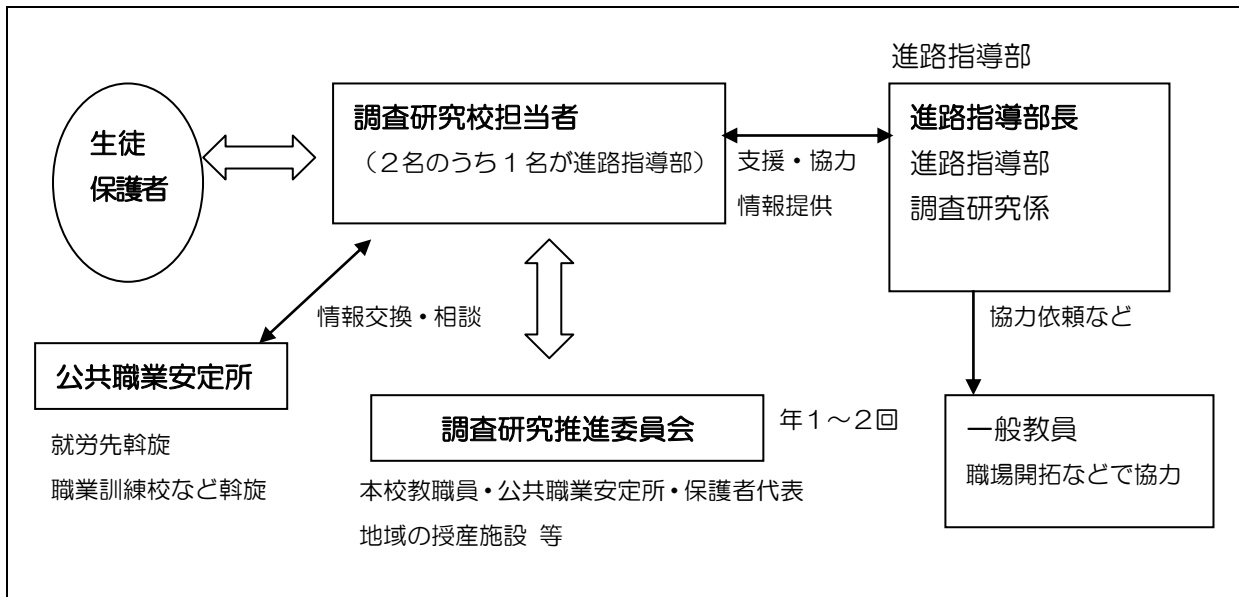
### （4）進路指導

#### ①校内組織

平成 16 年度より進路指導部の中に調査研究で入学した生徒の係をおいている。地域の福祉行政や福祉団体との連携なども必要なので、アミティエ担当 1 名に加え、障害のある生徒についての経験が豊富な教員を 2 名配置するようになった。アミティエ担当教員 1 名が必ず進路指導部に所属するようにしたことによって進路指導部とアミティエ担当との連携がより強化されてきた。全体の動きの中では、一斉企業訪問の際、進路指導部長が全教職員に対して、訪問先の企業に調査研究で入学した生徒の話題を出すよう協力を依頼している。また、進路指導部長が入手した情報の中で、調査研究で入学した生徒に関わりそうなものについては、すぐに調査研究で入学した生徒の係に伝達するようにしている。

一方、調査研究で入学した生徒の進路指導を地域でも取り組んでもらうという観点から、調査研究推進委員会という会議を開いている。この会議には、ハローワークの担当者や地域の社会福祉法人・障害者団体・保護者の代表などに参加していただいている。

表 10 校内における体制



## ②就労活動

職場実習をさせていただく企業や、応募させていただく企業の開拓は、ハローワークに負うところが大きいですが、学校としても独自に企業開拓を行っている。まず、生徒の希望職種などを丁寧に聞き、それに基づいて企業にあたっていくことが基本である。受け入れたいという企業があっても、本人の希望する職種・会社でなければ、職場に定着することが難しいと考えられるためである。支援者側は、「就職することよりも職場に定着することの方が難しい」ということを意識しながら、適切な支援に努めたい。ただ、現実的にはなかなか希望にそった企業を探してくることは困難である。

就労先開拓の方法としては、以下の3つの方法がある。

### A) 公共職業安定所からの情報

個別の就労先・実習先斡旋、障害者就職面接会等の情報

### B) 一斉企業訪問の際に、各教職員より就労・実習の可能性打診

### C) 進路指導部調査研究校生係・コーディネーターによる開拓

A) の障害者就職面接会は、本来新卒者を対象としたものではないので、こちらから情報を請求しないと公共職業安定所は知らせてくれないので注意が必要である。B) の一斉企業訪問では、例年、数件ではあるが、実習可という企業が見つかる。C) の開拓については、有力な情報があった企業に打診してみるケースと、全く何も情報がない状態で、電話あるいは飛び込みで依頼に行く方法がある。情報がない企業に電話で依頼しようとしても、話を聞いてもらえないケースの方が多い。どちらかと言うと、飛び込みの方が話を聞いてもらえることが多いが、それが実習や応募につながることは稀である。

### ③進路指導

就労希望者も福祉施設の利用を希望する者も、社会参加をめざすという点では同じ目標を持っている。進路指導にあたっては、まず社会参加への意欲と自信・自己肯定感を養うことが大切である。その上で、社会人としての責任や態度、働く上で必要な技能の向上を図らねばならない。

進路に関する全般的な指導としては、主としてアミティエ・ライフプランニングの時間を用いて、働く意味であるとか、将来の生活についての話などをしてきた。

技能面では、地域の授産施設の協力で、週1回、午前中4時間（作業時間は2時間）、作業学習に取り組んでいる。また、夏季休業中には全日（作業時間は5時間）の作業学習を数日間、取り組んでいる。授産施設の職員とは、半期ごとにケース会議を開いて、指導方法や評価について協議している。

授業時間内では、それぞれの生徒の必要に応じ、個別学習の時間やグループ学習の時間を利用し、作業学習やパソコンの学習に取り組んでいる。企業に応募する際には、個別学習の時間などに実習で必要な技能の向上のための課題に取り組むこともある。

就労を希望している生徒に対しては、企業での実習を行っている。3年時に実習を行うことを基本としているが、生徒の状況によっては、1～2年時に実施することもある。企業実習は、最初は短期間・短時間のものを設定し、3年生の夏～秋に向けて徐々に期間・時間を長くしていくように計画している。ただし、実習先の企業の都合もあるので、必ずしも希望どおりのスケジュールが組めるわけではない。企業実習を行う際には、生徒の状況をよく勘案し、実習によって自信を失うことがないように注意しなければならない。

#### \* 年間進路指導計画例

- 4月 3年進路懇談  
中央授産場体験実習申し込み
- 5月 地域の授産施設と作業学習に関するケース会議
- 6月 保護者懇談会で「進路の手引き」配布、支援費制度の説明  
ハローワーク訪問・求職登録（就労希望者）  
障害児進路保障協議会  
一斉企業訪問
- 7月 障害者職業センターでの職業評価（就労希望者）  
施設見学会（保護者・本人対象）  
地域の授産施設との全日交流
- 8月 授産施設実習開始  
企業開拓  
職場実習（就労希望者）
- 9月 職業支援センター（社会福祉法人）体験入校（希望者）  
大阪府庁就業体験（1・2年生、就労希望者）

- 10月 障害児進路保障協議会  
地域の授産施設と作業学習に関するケース会議
- 11月
- 12月 職業リハビリテーションセンター体験入校（希望者）  
区役所健康福祉センターにて卒業後の支援に関する手続き（福祉施設利用者）
- 1月 職業訓練校・中央授産場など受験  
授産施設・更生施設等利用契約
- 2月
- 3月 職場実習（就労希望者）  
進路先の施設に対し、引き継ぎ資料提供  
職場実習・障害者就職面接会・個別の福祉施設見学は随時  
アミティエ・ライフプランニングの授業で、進路についての話を随時実施

#### ④アフターケア

卒業した生徒の利用している福祉施設（授産施設等）には、年に1回は訪問し、卒業生の様子を把握している。要請があれば、関係機関と協力しながら可能な限り支援する

#### ⑤盲・聾・養護学校との連携

平成16年度より、府立盲・聾・養護学校の進路指導担当で構成する「三島ブロック進路指導連絡協議会」に出席するようになり、この会議で吹田・茨木・高槻方面の進路情報を入手している。会議では、進路に関する具体的な情報を得ることも大切ではあるが、それと同じくらい、会議を通じて労働行政・福祉行政の担当者や盲・聾・養護学校の進路担当者等とのネットワークを広げることが大切である。

盲・聾・養護学校との連携では、これまで箕面養護学校や吹田養護学校の進路指導担当者と情報交換を行っている。

進路指導にあたっては、正確な情報をより多く入手し、本人・保護者に適切に情報を提供することが肝要である。このため、情報を得るチャンネルは出来る限り多く持っておきたい。



平成17年度調査研究報告会での生徒作品

参考資料 柴島高等学校の個別の指導計画 計画表Ⅰ（プロフィール表）

（ ）年度入学生 （ ）年 氏名（ ）

記載者	記載年月日 （ ）年（ ）月（ ）日
項目	改善・克服をめざす課題、または伸ばしたい力
基本的生 活習慣	
運動動作	
認知 （学力）	
ミニ ケース	
その他	

長期目標	卒業後を意識して、最も伸ばしたい力等を記入
指導期間	1年から3年まで

短期目標 （前期）	短期目標は半年単位で設定する。実現可能な目標を考える。
授業形態	授業の形態や指導の体制（教員の人数なども）
時間数	週あたりの時間数。休み時間や放課後を利用する場合は、それも記入。
学習内容	
支援方法	用いる教材や教具 具体的な支援の仕方などをわかりやすく書く。
生徒の 評価	生徒の評価をするためには、目標を設定したときに、あらかじめ評価基準を考 えておく（とよい（できたこと、できなかったこと、もう少しでできそうなこと等））。
支援の 評価	目標は適切であったか、学習内容は適切であったか、目標に照らして、支援方 法は適切であったかなど。検討すべき課題があれば、それも記入。
短期目標 （後期）	
授業形態	
時間数	
学習内容	
指導方法	
生徒の 評価	
支援の 評価	



#### 4. 大阪府立松原高等学校

大阪府松原市に位置する同校は、先述の柴島高校と同じく平成8年に総合学科に改編し、様々な教科・科目を用意し、独自の取組みを展開してきている。知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究については、平成13年度の開始時より取り組んでいる。

##### (1) 教育目標

本校では、学校全体として、知的障害のある生徒の教育を進めていくために、教育目標をかかげ、教職員全体の認識を共通のものとしている。

- ◎ 障害者も当たり前で生活していける学校づくり
- ◎ 「共に生きる」生徒相互の支え合う関係を育てる

##### (2) 校内体制について

上記の教育目標を達成するための具体的な校内体制は次のとおりである。

##### ①人権教育推進委員会 <週2時間>

(管理職・人権教育担当者・学年代表・分掌代表・障害教育担当者)  
学校運営に係る部分に障害教育担当者も関与し常に情報交換をする。

##### ②人権教育担当者会議 <週2時間>

(人権教育担当者・学年代表・学年人権教育担当者・自治会・障害教育担当者)  
障害教育担当者として、学校・学年の集団育成に係って方針の決定に参加する。

##### ③障害教育担当者会議 <週1時間>

(障害教育担当者1名・学年障害教育担当者3名・仲間の会<sup>16</sup>担当3名・サポーター2名)

##### 障害教育担当者(コーディネーター)の主な役割

障害者理解に関する取組みの企画、入学者選抜委員、カリキュラム編成、教育相談、中学校連携、地域連携、進路開拓、卒業生の相談等

##### 学年障害教育担当者(各学年1名)の主な役割

学年の相談役、学年での生徒集団作り(仲間の会の活動の指導)、当該生徒の自立支援、保護者との連携等

##### ④学習サポート委員会 <週1時間>

(障害教育担当者1名・学校障害教育担当者1名・学習サポーター2名 他)

<sup>16</sup> 松原高校では各学年に障害のある生徒をサポートする「障害を理解しつながりの輪をひろげる仲間の会」を組織している。

参加自由)

学習目標の設定、学習内容や教材に関する相談を受付け、共に検討する。

⑤教科担当者会議 学年ごとに年に2回開催 <6月と2月>

学年毎に、授業担当者、サポート教員が集まり、現状認識と方向性や成果の確認をおこなう。

⑥保護者会 年に2回開催 <8月と3月>

取組みの報告や保護者会の活動の打ち合わせ、保護者間の交流等を図っている。

(3) 仲間づくりに向けた取組みについて

調査研究で入学した生徒を支援する生徒集団を各学年で組織している。「障害を理解しつながりの輪をひろげる仲間の会」という名称で、通称「仲間の会」と呼んでおり、毎週1回はプレイルームで会合をもっている。2・3年生の呼びかけで新入生歓迎会の取組みを経て、1年生の「仲間の会」を発足する。

遠足、花火大会、たこ焼き大会を開催したり、夏季休業中にはそれぞれの学年で合宿を企画し、多くの生徒の参加を呼びかけている。年末には恒例の餅つき会を開催し、文化祭では合唱や模擬店などで参加している。

また、「仲間の会」は日常的な交流もさることながら、地域の障害者団体などの行事「ふれあい運動会」にボランティアとして参加するなど、校外においても活躍している。

(4) 調査研究の課題について

知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究の研究テーマとして示された内容を踏まえ、本校として次のような課題を設定して、実践的な研究を続けてきた。

調査研究の課題

- ①「生徒の実態にあった教育課程・個別の指導計画・評価」の研究
- ②「授業等における指導内容・方法」の研究
- ③「地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方」と「卒業後の進路及びアフターケア」の研究
- ④「入学者の選抜のあり方」の研究

①「生徒の実態にあった教育課程・個別の指導計画・評価」について

クラスでの授業受講を中心にしつつ、個別指導の授業とのバランスをとることに心がけてきた。個別指導の授業では、生徒の入学後より、その状況や実態を検討し、5月には「目標」を明確化するようにしている。例えば、「進路・就労を念頭に置いた学習指導・訓練」「当事者同士の共同作業による交流」「一斉授業の補充」「個別指導によるカウンセリング」というような取組みを設定するとともに、その「目標」を明確にしている。

学習指導は効率だけでなく、本人の意欲を引き出すことに留意し内容を展開している。

教員のサポートは、基本的に実習を伴う科目について配置することとしている。

また、教科での、学習内容・教材の蓄積をすすめている（ポートフォリオもその一つ）。基本的に、考査を行う授業については、調査研究で入学した生徒も考査を実施するが、テストによる動機付けが適当でない生徒については実施しない場合もある。

評価は「個人内絶対評価」とし、各期の成績は、年度末に見直すことも可としている。平常点のみ、平常点+考査点など、多様な方法を取り、知的障害であることを考慮することとしている。

## ②「授業等における指導内容・方法」について

本校の指導の目標として、「できる部分は頑張り、できない時に『ヘルプメッセージ』を出せる力」の育成を掲げている。その観点から、教員、まわりの生徒も、本人のやる気や自立を促すような関わりを大切にしてきた。

クラスや選択科目での授業内容は他の生徒と同一にならない場合も多くあるが、なるべく全体の内容に即した課題を設定している。また、選択授業決定についても、本人の特性が活かせるように配慮している。

個別指導での授業は、生徒の学力・課題に合わせ柔軟に課題設定し、クラスでの授業の補充・促進的な内容の設定や自立支援を目標としている。担任や障害者教育担当の教員がなるべく担当し、授業に用いる教材を通じて本人の特性や課題を導き出している。

また、選択授業や実習系の授業で介助が必要なときには、教員等を付き添いとして配置しているが、サポートで入るときは、まわりの生徒から「〇〇さん担当の先生」とならないようにし、サポートの内容も、本人の方から「訴え」があるのを待つこととしている。特定の生徒の補助というよりは、授業の担当者と連携し「チームティーチング」的な位置づけである。

クラスでの一斉授業において、一時間の授業に集中して取り組めることも本人の大切な力ととらえ、周りの生徒とともに励まし、できない部分は、「ここ教えて」と言える力を育み、なるべく周囲の生徒の協力も借りて乗り越えるように促している。

## ③「地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方」と「卒業後の進路及びアフターケア」について

卒業後すぐに就労という事例は少なく、職業訓練校・授産施設へ課題を引き継ぐ形が多い。それに向け、授産施設での訓練やリハビリテーションセンター、障害者就労・生活支援センターとの連携でインターンシップ・職場実習の体験学習をしてきた。また、本校進路保障部と連携した進路開拓も重要であった。

進路指導については、当事者である生徒の意識喚起も重要で、関係者が連携

して、校内の活動の中でも進路実現を意識した取組みに力を入れてきた。学校設定科目である「生活Ⅲ（当事者活動）」は、地域の授産施設での作業実習や校内での作品制作を行う授業であるが、これに取り組むことにより生徒は自信をつけている。また、職場体験での成長とそれを支援してくれる周りの生徒たちの励ましも大きな力となっている。

卒業後のアフターケアとしては、本校の場合、仲間の会の卒業生の組織との連携、関係する地域の授産施設との連携で多くの卒業生の現状を把握している。昨年からの障害のある生徒を中心とした同窓会の開催、卒業生の相談窓口としての障害教育主催者の活動等も重要である。相談があったときは、地域の福祉事務所・福祉施設等の関係者会議、就労支援センター等と連携し問題の解決にあたっている。

#### ④「入学者の選抜のあり方」について

調査研究の取組みを進めるにあたって、中学校との連携は非常に重要である。連携のある中学校は、早くから本人・保護者・中学校教員で教育相談に來られ「高校見学」を行っている。そのうえで、中学校での共生の取組みの深化や中学校から高校へ移行するための準備等に協力してくれている。

他方、まだまだこの取組みの趣旨が十分認知されていない面もあり、何人かの受検希望者・保護者にはとまどいも見られた。今後も中学校の教員をはじめ、関係者の理解を深めることが重要である。

入学者選抜については、面接・調査書・推薦書をもとにした現状の方法で特に大きな問題はないと考える。面接におけるコミュニケーションについても言語的なものに限定せず、発語の困難な受検者への配慮についても十分留意してきた。



クラス授業の様子（松原高校）

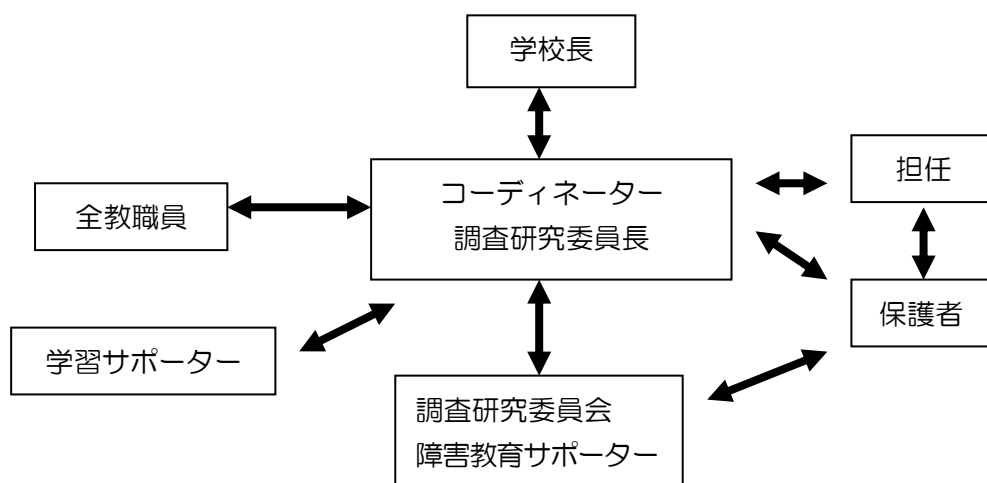
## 5. 大阪府立園芸高等学校

平成 15 年度より調査研究を開始した。大阪府池田市にあり、農業に関する学科（フラワーファクトリ科、環境緑化科、バイオサイエンス科）を有する専門高等学校である。

### (1) 組織体制・サポート体制

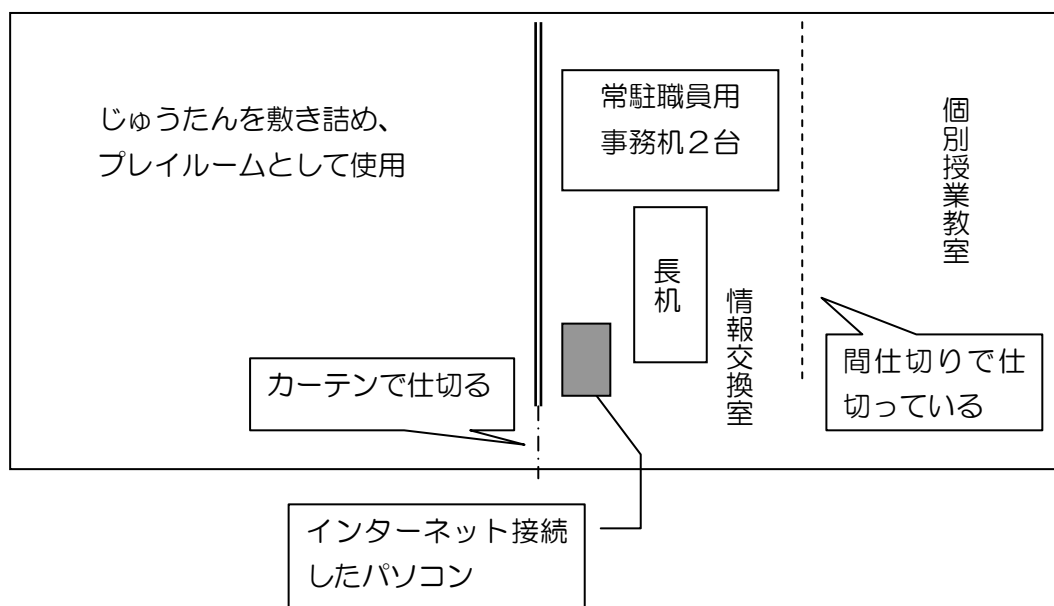
#### ①組織体制

本校の体制は下図のとおりである。校外の対応はコーディネーターが、校内の対応は委員長が行っている。これまで調査研究に係る内容について、すべて調査研究委員が中心となって取り組んできたが、平成 17 年度から順次各分掌に業務を移行させ、学校全体で取り組む体制を検討中である。



#### ②施設設備面の整備と活用

余裕教室2室を整備して「アスタールーム（特別支援教室）」と名づけ、1室は個別授業教室と職員1名を常駐させた情報交換室とし、他の1室はプレイルームとしている。



個別授業教室として主に国語、数学、英語の教科で使用している。また、放課後には生徒が携帯している連絡帳に毎日の学校生活の状況を書くために来室し、長机を使用して教員と情報交換を行っている。また、インターネット接続したパソコンを生徒に使用させている。パソコンの使用については、ローマ字を習得させることに効果的であった。

## (2) 指導と評価

### ①個別の指導計画の作成

一人ひとりの個別のカリキュラムや授業計画を作成し、試行錯誤を行ってきた。今後、保健部主導のもとにプロフィール表を作成し、それをもとに各教科にて一定の様式に従った指導計画を作成することを検討中である。

### ②カリキュラム

カリキュラムを編成するにあたり、保護者の要望、進路指導、本校の特色を考え、実習科目を中心としている。実習以外の科目は標準単位数で設定しているが、国語、数学、英語は3年間にわたる分割履修とし、その結果、1年次で生じる余剰の時間を実習科目にあてている。

各科の特徴を活かし、個々の生徒が興味を持てる授業内容を発見させるため、3科に渡って授業を受けさせる方針をとっている。

表 11 平成 17 年度入学生時間割例（\* 網掛けの科目が変更した授業）

クラスの時間割						個別の時間割					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	微/食	理	理	数	英	1	微/食	理	理	造管	草花
2	微/食	社	体	国	数	2	微/食	社	体	造管	草花
3	国	体	芸術	環基	体	3	食製	体	芸術	環基	体
4	食化	環基	芸術	環基	食化	4	食製	環基	芸術	環基	国
5	国	微基	国	社	微/食	5	英	草花	数	社	微/食
6	英	数	保	HR	微/食	6	数	草花	保	HR	微/食

(注) 正式な科目名については以下のカリキュラム表参照

時間数の割り当ておよび授業形態については、国語、数学、英語は生徒の力に応じた内容とするため原則として個別授業を展開した（平成 17 年度入学生時間割例）。他の教科については担当者の判断に基づき付き添いでの授業を行っている。また、専門科目についてはできる限り実習が主体になるよう調整した。

表 12 カリキュラム表

国語総合				現代社会		数学 I			総合理科		体育			保健	芸術		英語 I	
国語	3			現代社会		数学		1	総合理科		体育			保健	芸術		英語	1
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

環境科学基礎			食品化学				微生物基礎			総合実習 (課外)		HR	網掛け科目 8単位分を 草花 4 造管 2 食製 2 に割り 振った
環境科学基礎			食品化学		2		微生物基礎		1	総合実習 (課外)		HR	
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	

- ・ 網掛けの単位数は他学科、他学年で実習を受けるためにあてている。
- ・ 国語は個別授業、数学・英語については小集団授業。
- ・ 他学科、他学年での授業については授業の際に自己紹介を行ない、周りの生徒にスムーズに溶け込んでいる。特にこれまでトラブルは起こっていない。

### ③評価について

各学期は文章表記にて評価を行い、学年末については5段階評価を行っている。評価方法は個人内絶対評価で行うという共通認識を持っており、文章表記の様式は調査研究委員会が示している。

欠課時数超過のために履修不認定と判断される場合は、履修認定をみたくよう補習を行う等の措置を講じることによって、進級に向けて最大限の努力を行っている。

### (3) 進路指導について

初めての3年生で、進路指導についてノウハウを持たないままの取組みとなった。そのため福祉機関等へ出向き、様々な助言をいただきながら指導を行ってきた。表 13 は、今年度生徒が取り組んできた内容である。

表 13 進路実現に向けての取組み

	3年生	2年生
5月上旬	職業適性検査（大阪障害者職業センター）	
下旬	職場体験実習（3日間）	
7月	ハローワーク面接	
8月	職場体験実習（5日間）	
11月	授産施設実習（入所・5日間）	ハローワーク面接
12月	授産施設実習（通所・2日間）	職場体験実習
1月	授産施設試験	

本校教員の経験不足から、系統的な進路指導ができなかった。今後はこの経験を活かし、定期的な職場実習等を計画していきたい。また、企業に本校の取組みを理解してもらい、就労につなげていく努力が必要である。

今回、生徒の進路指導をとおして関係諸機関の話を聞くことができたことは非常に有意義であった。今後、生徒が地域でより良く生きていくためには、平素から関係機関と学校が連携していけるような関係を築かなければならないと考える。





## V. 今後の取組みについて

知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究については、これまで大阪府学校教育審議会において、5年間にわたり議論され、平成17年8月に「高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について」答申が行われた。

調査研究における成果や課題等の検証の結果、今後の共生社会を担っていく生徒を育成する上で教育的効果が大きいことや、高等学校への進学希望を持っている知的障害のある生徒や保護者が多いことなどを踏まえると、大阪府が全国に先駆けて知的障害のある生徒の高等学校への受入れを施策として展開していく意義は大きい。

そのため、今後、大阪府においては、高等学校においても、社会的自立の力を身につけることを目的として、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「共に学び、共に育つ」教育を推進するため、調査研究における成果を引き継ぎ、課題解決にも努めながら、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶための施策を計画的に推進していくことが必要である。

なお、施策の実施にあたっては、調査研究が平成17年度で終了することから、調査研究を継承する取組みを引き続き推進するとともに、教育内容の充実と財政的課題の解決を図るため、調査研究の趣旨を踏まえながら、国制度を活用する取組みも併せて研究することが必要である。

また、これらの高等学校の配置にあたっては、府内全域において知的障害のある生徒が志願できるよう、現行及び将来の高等学校の通学区域を踏まえて地域バランスを保ち、通学時間や各地域におけるニーズ等を考慮しながら検討する必要がある。

(大阪府学校教育審議会答申『高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について』〔平成17年8月12日〕「Ⅲ 今後の方向性」より)

大阪府教育委員会はこの答申を踏まえる形で、平成18年度から次の取組みを開始することとした。

大阪府教育委員会は、大阪府学校教育審議会より、「高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について」答申を受けた(平成17年8月12日)。この答申を踏まえ、今後、府立高等学校において、知的障害のある生徒が社会的自立を図れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「共に学び、共に育つ」教育を推進する環境を整備していく。

整備にあたっては、これまで実施してきた「知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式(自立支援推進校)と、その趣旨を活かした方式(共生推進モデル校)で行うものとする。

(大阪府立高等学校における知的障害のある生徒の教育環境整備方針〔平成17年10月25日〕「1 基本的考え方」)

## 1. 調査研究を継承する取組み ～自立支援推進校～

「知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式として、高等学校が設置している学科にあわせて「知的障害生徒自立支援コース」を設置して、生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行ないながら、「共に学び、共に育つ」教育を推進するものである。設置校は次のとおり。

表 14 自立支援推進校

校 名	学 科	所 在 地	通学区域
府立園芸高等学校	農業に関する学科	池田市	府内全域
府立阿武野高等学校	普通科	高槻市	2区
府立柴島高等学校	総合学科	大阪市東淀川区	府内全域
府立枚方なぎさ高等学校	普通科総合選択制	枚方市	4区
府立八尾翠翔高等学校	普通科総合選択制	八尾市	5区
府立西成高等学校	普通科総合選択制	大阪市西成区	6区
府立松原高等学校	総合学科	松原市	府内全域
府立堺東高等学校	総合学科	堺市	府内全域
府立貝塚高等学校	総合学科	貝塚市	府内全域

なお、大阪市においても、同様の取組みとして市立桜宮高等学校と市立東淀工業高等学校に知的障害生徒自立支援コースを設置した。

## 2. 調査研究の趣旨を活かした取組み ～共生推進モデル校～

「知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」の趣旨を活かした方式として、表 15 の2校が連携し、府立たまがわ高等支援学校の生徒が日々、高等学校に通い、高等学校の教育を受けるモデル研究を行うものである。両校の教職員が協働して生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行ないながら「共に学び、共に育つ」教育を推進することとしている。

表 15 共生推進モデル校

校 名	学 科	所在地
府立枚岡樟風高等学校	総合学科	東大阪市
府立たまがわ高等支援学校	ものづくり科 福祉・園芸科 流通サービス科	東大阪市

## 3. 実施に向けての課題

今後、教職員一人ひとりには、これまで以上に障害に関する知識と共に、広い視野と臨機に対応できる行動力が求められる。これまでの調査研究における成果を

様々な方法でより広く発信するとともに<sup>17</sup>、研修等により教職員の資質を向上させていくことが重要である。

また、この取組みが定着するためには、中学校等や府民への周知と理解促進が重要である。これまでも調査研究報告会の毎年度の開催や広報誌への掲載、あるいは報道機関への情報提供などに努めてきた。新たな制度として大阪府全体に自立支援推進校・共生推進モデル校が配置されることから、これまで以上に積極的な広報活動を行い、中学校等や府民の理解促進に努めていかなければならない。

障害のある生徒を支援していくためには、教育機関だけではなく、医療・福祉・労働の関係部局や関係機関等の協力が不可欠である。そのような意味からも、大阪府及び府内市町村の関係部局への周知を行い、相談の窓口となる職員等の理解促進に努めていく。

さらに、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶに際しては、一人ひとりのニーズにあった教育内容等をきめ細かく積み上げていかなければならない。そのためには、教育課程の運用の柔軟性が必要であり、また財政的にも国制度の活用が不可欠であることから、①学校教育法施行規則第73条17～22についての高等学校及び中等教育学校後期課程の準用規定を設けること、②公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の第6条に、特別支援学級（現行の学校教育法第75条上の特殊学級）の標準も示すこと、③特別支援教育の具体化に当たっては、高等学校においても実施が可能となるよう制度設計を行うことと等の要望を国に対して行っていく。

## Ⅵ. まとめ

平成13年度に府立高等学校4校で始まった調査研究は、平成17年度で終了することになる。この間、大阪市において平成14年度に1校で同様の取組みが開始され、大阪府では、平成15年度に新たに調査研究校を1校加えた。調査研究の取組みが各校において進められるのと同時に、大阪府学校教育審議会専門部会での「高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について」の審議を経て、平成17年8月に大阪府学校教育審議会の答申を受けた。その答申を踏まえて、大阪府教育委員会として「大阪府立高等学校における知的障害のある生徒の教育環境整備方針」を定め、平成18年度より新たな仕組みとしてスタートさせた。

大阪府は厳しい財政状況にあるが、既存の事業等の活用など様々な工夫を行うとともに、国への理解を求め、国制度の活用を検討しながら、今後とも充実に努めていく。

調査研究が終了し、平成18年度より開始される新しい制度が円滑に動き出すよう、これまでの成果を最大限に活用していかなければならない。大阪府教育委員会としては、自立支援推進校や共生推進モデル校の取組みが実を結び、大きな成果をおさめるよう、支援に努め、「共に学び、共に育つ」教育を他の府立高校に広め、推進されるよう努めていく。

---

<sup>17</sup> 新たな制度のスタートを控えて、自立支援推進校・共生推進モデル校の担当者会議を数回開いて、情報交換を行ってきた。今後も同様の会議を開催し、成果や課題をまとめ、広く発信していくことが重要である。



大阪府

教育委員会事務局教育振興室障害教育課 平成 18 年 5 月発行  
〒540-8571 大阪市中央区大手前 2 丁目 / TEL06(6944)6890